

令和元年度事業報告書（案）
【船員保険事業】
（2019）

事業期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 元年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 被保険者の年齢構成	7
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	8
(4) 現金給付費等の動向	11
(5) 年金給付費の動向	12
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	14
(1) 保険給付等業務の適正な実施	14
(2) 効果的なレセプト点検の推進	16
(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	18
(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	18
(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	18
(6) サービス向上のための取組	19
(7) 高額療養費制度の周知	20
(8) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	22
(9) 被扶養者資格の再確認	23
(10) 福祉事業の着実な実施	23
(11) 健全な財政運営	24
i) 元年度の決算の状況	24
ii) 2020年度保険料率決定までの動き	26
iii) 2年度の収支見込み	28
2. 戦略的保険者機能	30
(1) データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施	30
i) 特定健康審査等の推進	32
ii) 特定保健指導の実施率の向上	34
iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり	35

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進	36
(2) 情報提供・広報の充実	43
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	47
3. 組織・運営体制の強化	50
(1) 人事評価制度の適正な運用	50
(2) OJT を中心とした人材育成	50
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	50
(4) コンプライアンスの徹底	51
(5) リスク管理	51
(6) 内部統制の強化に向けた取組	52
(7) システム関連の取組	52
4. 運営に関する重要業績評価指標 (KPI)	54
第5章 その他	
(1) 東日本大震災への対応	56
(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付について	56
令和元年度の財務諸表等	59
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係	79
船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査結果概要版	80

加入者・船舶所有者の皆様へ

本年1月、船員保険事業の国からの移管10周年を迎えましたが、これまでの間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、公的保険の運営という重責を自覚し、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営に当たっては、船員保険協議会をはじめ加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりました。おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、着実に事業を運営できております。この場をお借りして、改めて日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

財政状況につきましては、現時点では比較的安定していますが、元年度は、漁船、疾病任意継続の被保険者数の減少により、全体の被保険者数が前年度と比べ減少するとともに、平均標準報酬月額についても、不漁等の影響により、漁船の平均標準報酬月額が前年度に比べ減少に転じました。このような傾向が続くかどうかは不透明ですが、今後も医療費の増加が見込まれることから、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しています。

また、元年度は、加入者のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱として策定した第2期船員保険データヘルス計画を着実に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や、レセプト点検などの医療費の適正化に向けた取組を引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組を総合的に推進してまいりました。船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施しました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、完全には収束しておらず、今なお、加入者や船舶所有者の皆様は、様々な困難に立ち向かっておられると思います。私どもも、3月以降、事業の一部休止などを余儀なくされました。改めて、お詫び申し上げますとともに、加入者や船舶所有者、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、引き続き、加入者の皆様の健康の維持、増進のため、様々な取組を進めてまいりますので、今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月
全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組めます。

第2章 元年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を確実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組を推進し、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援しています。

元年度については、

- (1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戦略的保険者機能においては、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 組織・運営体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

この3つを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての元年度の総括は、以下のとおりです。

(1) 基盤的保険者機能

レセプト点検については、査定率が前年度を下回り、目標を達成することができませんでしたが、外部事業者に委託して実施している内容点検は委託費用を上回る点検効果額をあげました。また、現金給付の審査の適切な実施や、傷病手当金等の支給に要する標準日数を定めたサービススタンダードの100%達成、保険証の発行に要する日数について資格情報の取得から3営業日以内を100%達成しました。

財政状況については、現時点では比較的安定してはいるものの、漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いていること、漁船の平均標準報酬月額が元年度に入り減少傾向に転じたこと等から中長期的な観点から慎重な財政運営を行う必要がある旨船員保険協議会にお示しし、2年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施しました。

(2) 戦略的保険者機能

メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱とした第2期船員保険データヘルス計画に基づいた事業を実施しました。

今年度から本格実施したオンライン禁煙プログラムについては、参加した方の約7割の方が禁煙に成功しましたが、申し込みをいただいた方のうち約4割の方が、乗船スケジュール等によりプログラムに参加いただけなかったなどの課題も残りました。

健診・保健指導については、第3期特定健康診査等実施計画の目標達成に向けた取組を進めましたが、健診実施率、保健指導実施率ともに目標を達成できませんでした。健診受診については、受診率が前年度を1.9ポイント上回り着実に伸びてきており、保健指導については、初回面談の実施者数は着実に増加していますが、実施率の向上のため、健診実施機関の拡充などの環境整備、コラボヘルスの推進を図ります。

広報・情報提供については、紙媒体を中心としつつホームページやメールマガジンも活用して実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、元年度末時点（2020年3月診療分）の使用割合は81.0%となり「経済財政運営と改革の基本方針2017」において示された目標を達成することができました。

この他、船員の健康確保のための実効性のある仕組みについて、医療、通信の専門家を交えて議論、検討するため、国土交通省において開催される「船員の健康確保に関する検討会」に出席し、船員の健康づくりのための取組等について意見、情報交換を行いました。

(3) 組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために組織体制を強化していけるよう、OJTや各種研修等による人材育成を通じて組織力の強化を図りました。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

元年度末現在の被保険者数は58,309人であり、前年度末に比べて104人（▲0.2%）の減となっています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は2,488人であり、前年度末に比べて216人（▲8.0%）の減となっています。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は平成25年度から増加に転じ、元年度末では前年度末に比べて403人（1.0%）の増となっています。「漁船（ろ）」は引き続き減少傾向にあり、前年度末に比べて287人（▲2.1%）の減となっています。

被扶養者数は59,373人であり、前年度末に比べて1,687人（▲2.8%）の減となっています。

加入者数は117,682人であり、前年度末に比べて1,791人（▲1.5%）の減となっています。

元年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は421,117円であり、前年度に比べて1,117円（0.3%）の増となっており、8年連続の増加となりました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末に比べて3,513円（0.8%）の増となっています。

「漁船（ろ）」は8,425円（▲2.0%）の減となっています。

平均標準賞与月額は606,426円であり、前年度に比べて18,675円（▲3.0%）の減となっています。

元年度末現在の船舶所有者数は5,626人であり、前年度末に比べて3人（0.1%）の増となっています。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与月額：円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
被保険者数	57,750 (▲0.2%)	57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)	58,413 (0.2%)	58,309 (▲0.2%)
汽船等 ^{※1}	38,418 (1.1%)	38,949 (1.4%)	39,213 (0.7%)	39,645 (1.1%)	40,162 (1.3%)	40,565 (1.0%)
漁船(い) ^{※2}	1,606 (0.8%)	1,627 (1.3%)	1,600 (▲1.7%)	1,621 (1.3%)	1,620 (▲0.1%)	1,616 (▲0.2%)
漁船(ろ) ^{※3}	14,505 (▲2.4%)	14,236 (▲1.9%)	14,161 (▲0.5%)	14,098 (▲0.4%)	13,927 (▲1.2%)	13,640 (▲2.1%)
疾病任意 継続被保険者数	3,221 (▲5.2%)	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)	2,704 (▲7.6%)	2,488 (▲8.0%)
被扶養者数	67,347 (▲2.8%)	65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)	61,060 (▲2.5%)	59,373 (▲2.8%)
加入者数	125,097 (▲1.6%)	123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)	119,473 (▲1.2%)	117,682 (▲1.5%)
平均標準報酬月額	398,897 (1.5%)	403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)	420,000 (0.7%)	421,117 (0.3%)
汽船等 ^{※1}	411,927 (0.1%)	414,306 (0.6%)	421,319 (1.7%)	425,087 (0.9%)	427,760 (0.6%)	431,273 (0.8%)
漁船(い) ^{※2}	379,671 (0.8%)	379,304 (▲0.1%)	375,292 (▲1.1%)	378,151 (0.8%)	375,916 (▲0.6%)	391,093 (4.0%)
漁船(ろ) ^{※3}	382,973 (5.2%)	390,992 (2.1%)	406,807 (4.0%)	416,562 (2.4%)	417,411 (0.2%)	408,986 (▲2.0%)
疾病任意 継続被保険者	319,740 (0.0%)	325,644 (1.8%)	327,723 (0.6%)	328,924 (0.4%)	338,914 (3.0%)	336,361 (▲0.8%)
平均標準賞与月額	563,481 (6.3%)	582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)	625,101 (5.2%)	606,426 (▲3.0%)
船舶所有者数	5,729 (▲0.9%)	5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)	5,623 (0.3%)	5,626 (0.1%)

※1「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

※2「漁船(い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

※3「漁船(ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

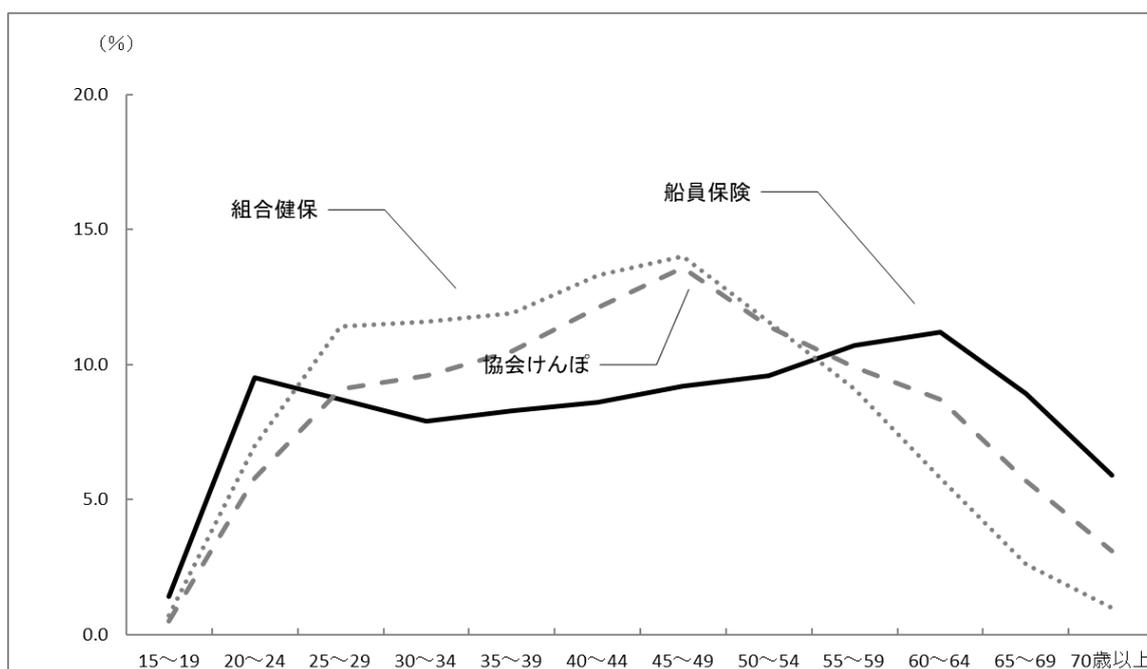
注) ()内は対前年度増減率

(2) 被保険者の年齢構成

船員保険は、協会けんぽ、組合健保と比べ、1人当たりの医療費が比較的低額である20歳代から30歳代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50歳代から60歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表3-2参照)

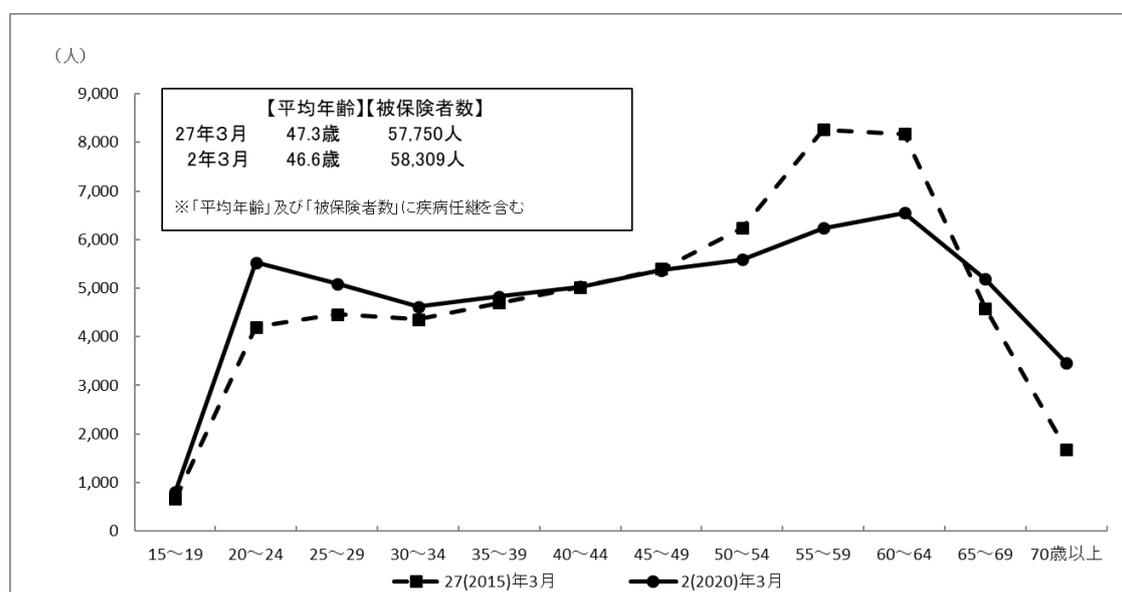
元年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.6歳であり、5年前の平成27年3月末における平均年齢が47.3歳であったのに比べ、若干若くなっていますが、50歳代以上の被保険者の構成割合が高い状況は変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表3-3参照)

【(図表3-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 2年3月末現在、組合健保 30年10月1日現在

【(図表3-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



(3) 医療費及び医療給付費等の動向

元年度の医療費総額は約 242 億円であり、前年度に比べ 1.6%の増となっています。

このうち、医療給付費は約 193 億円であり、前年度に比べ 2.0%の増となっています。その内訳は、現物給付が約 190 億円（前年度に比べ 2.2%増加）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）が約 3 億円（前年度に比べ 8.8%減少）です。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約 30 億円であり、前年度に比べ 3.0%の増となっています。

医療給付費にその他の現金給付費を加えたものは約 222 億円であり、前年度に比べ 2.1%の増となっています。

【(図表 3-4) 医療費と保険給付費の動向 [全体]

(単位：百万円)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
医療費総額	23,892 (▲0.6%)	24,304 (1.7%)	24,666 (1.5%)	24,525 (▲0.6%)	23,849 (▲2.8%)	24,226 (1.6%)
加入者 1 人 当たり(円)	189,794 (1.1%)	195,314 (2.9%)	200,480 (2.6%)	201,629 (0.6%)	198,652 (▲1.5%)	203,970 (2.7%)
医療給付費①	18,894 (▲0.6%)	19,246 (1.9%)	19,626 (2.0%)	19,450 (▲0.9%)	18,894 (▲2.9%)	19,265 (2.0%)
加入者 1 人 当たり(円)	150,089 (1.1%)	154,662 (3.0%)	159,518 (3.1%)	159,909 (0.2%)	157,381 (▲1.6%)	162,204 (3.1%)
現物給付	18,488 (▲0.7%)	18,888 (2.2%)	19,239 (1.9%)	19,135 (▲0.5%)	18,550 (▲3.1%)	18,951 (2.2%)
現金給付 (注 1)	406 (6.0%)	358 (▲11.9%)	387 (8.1%)	315 (▲18.4%)	344 (9.2%)	314 (▲8.8%)
その他の現金給付 (注 2)②	2,706 (0.7%)	2,666 (▲1.5%)	2,931 (10.0%)	2,822 (▲3.7%)	2,885 (2.2%)	2,973 (3.0%)
① + ②	21,599 (▲0.4%)	21,911 (1.4%)	22,557 (2.9%)	22,272 (▲1.3%)	21,779 (▲2.2%)	22,238 (2.1%)

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注 3) () 内は、対前年度の増減率です。(以下、図表 4-2 から図表 4-9 についても同様)

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-5、図表 3-6 及び図表 3-7 のとおりです。

職務外の事由に関する給付（図表 3-5）のうち、現物給付費は約 173 億円であり、前年度に比べ 2.0%の増となっています。また、加入者 1 人当たりは 146,792 円であり、前年度に比べ 3.2%の増となっています。

(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付]

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
医療費総額	22,117 (▲0.4%)	22,602 (2.2%)	22,873 (1.2%)	22,834 (▲0.2%)	22,232 (▲2.6%)	22,591 (1.6%)
医療給付費①	17,119 (▲0.3%)	17,544 (2.5%)	17,833 (1.6%)	17,760 (▲0.4%)	17,277 (▲2.7%)	17,631 (2.0%)
現物給付	16,778 (▲0.2%)	17,219 (2.6%)	17,507 (1.7%)	17,467 (▲0.2%)	16,990 (▲2.7%)	17,338 (2.0%)
加入者1人 当たり(円)	133,608 (1.5%)	138,770 (3.9%)	142,783 (2.9%)	144,216 (1.0%)	142,204 (▲1.4%)	146,792 (3.2%)
現金給付 (注1)	341 (▲5.9%)	325 (▲4.7%)	327 (0.5%)	292 (▲10.5%)	287 (▲1.7%)	293 (1.9%)

その他の現金給付 (注2)②	2,369 (1.9%)	2,323 (▲1.9%)	2,562 (10.3%)	2,504 (▲2.3%)	2,560 (2.2%)	2,621 (2.4%)
-------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------

① + ②	19,488 (▲0.1%)	19,867 (1.9%)	20,395 (2.7%)	20,264 (▲0.6%)	19,837 (▲2.1%)	20,252 (2.1%)
-------	-------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付(図表3-6)のうち、現物給付費は約15億円であり、前年度に比べ3.4%の増となっています。また、被保険者1人当たりの現物給付費は26,268円であり、前年度に比べ3.1%の増となっています。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
医療費総額	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.5%)
医療給付費①	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.4%)
現物給付	1,640 (▲2.9%)	1,597 (▲2.6%)	1,656 (3.7%)	1,585 (▲4.3%)	1,498 (▲5.5%)	1,548 (3.4%)
被保険者1人 当たり(円)	28,162 (▲2.6%)	27,359 (▲2.8%)	28,309 (3.5%)	27,007 (▲4.6%)	25,485 (▲5.6%)	26,268 (3.1%)
現金給付 (注1)	64 (208.2%)	31 (▲51.9%)	60 (94.5%)	23 (▲62.0%)	49 (112.6%)	21 (▲57.4%)
その他の現金給付 (注2)②	160 (24.0%)	188 (17.7%)	180 (▲4.3%)	159 (▲11.6%)	172 (8.2%)	173 (0.2%)
① + ②	1,864 (1.4%)	1,816 (▲2.6%)	1,897 (4.4%)	1,767 (▲6.8%)	1,719 (▲2.8%)	1,741 (1.3%)

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています。

(図表 3-7 についても同様)

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表 3-7）のうち、現物給付費は約 0.7 億円であり、前年度に比べ 4.8%の増となっています。

【(図表 3-7) 経過的な職務上の事由による給付（注1）】

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
医療費総額	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)
医療給付費①	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)
現物給付	70 (▲41.5%)	72 (3.4%)	76 (5.9%)	82 (7.3%)	62 (▲23.8%)	65 (4.8%)
現金給付	1 (184.8%)	2 (81.8%)	0 (▲99.6%)	0 (5,367.6%)	8 (2,001.6%)	1 (▲92.5%)
その他の現金給付 (注2)②	177 (▲24.5%)	154 (▲12.8%)	189 (22.6%)	159 (▲16.1%)	153 (▲3.8%)	154 (1.1%)
① + ②	248 (▲30.0%)	228 (▲7.8%)	266 (16.3%)	241 (▲9.2%)	224 (▲7.3%)	220 (▲1.4%)

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法律改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(4) 現金給付費等の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表 3-8 のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約 1.1 億円（前年度に比べ 1.9%減少）、柔道整復施術療養費が約 1.3 億円（前年度に比べ 7.0%減少）、その他の療養費約 0.5 億円（前年度に比べ 30.4%増加）、傷病手当金約 20.6 億円（前年度に比べ 3.4%増加）、出産手当金約 0.1 億円（前年度に比べ 9.3%減少）、出産育児一時金約 4.0 億円（前年度に比べ 1.9%減少）となっています。

【(図表 3-8) 現金給付費等の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	13,517 (▲1.8%)	14,182 (4.9%)	14,393 (1.5%)	14,345 (▲0.3%)	14,066 (▲1.9%)	13,418 (▲4.6%)
		金額	1,389,036 (▲0.1%)	1,471,613 (5.9%)	1,587,157 (7.9%)	1,547,340 (▲2.5%)	1,508,227 (▲2.5%)	1,601,927 (6.2%)
		1件当たり金額	102,762 (1.8%)	103,766 (1.0%)	110,273 (6.3%)	107,866 (▲2.2%)	107,225 (▲0.6%)	119,386 (11.3%)
	現物給付分	件数	10,684 (1.1%)	11,393 (6.6%)	11,275 (▲1.0%)	11,364 (0.8%)	10,675 (▲6.1%)	10,777 (1.0%)
		金額	1,243,250 (1.6%)	1,337,778 (7.6%)	1,456,213 (8.9%)	1,436,589 (▲1.3%)	1,395,331 (▲2.9%)	1,493,026 (7.0%)
		1件当たり金額	116,366 (0.4%)	117,421 (0.9%)	129,154 (10.0%)	126,416 (▲2.1%)	130,710 (3.4%)	138,538 (6.0%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,833 (▲11.6%)	2,789 (▲1.6%)	3,118 (11.8%)	2,981 (▲4.4%)	3,391 (13.8%)	2,641 (▲22.1%)
		金額	145,787 (▲12.5%)	133,836 (▲8.2%)	130,945 (▲2.2%)	110,751 (▲15.4%)	112,896 (1.9%)	110,751 (▲1.9%)
		1件当たり金額	51,460 (▲1.0%)	47,987 (▲6.7%)	41,996 (▲12.5%)	37,152 (▲11.5%)	33,293 (▲10.4%)	41,935 (26.0%)
	療養費	件数	38,561 (▲2.7%)	38,487 (▲0.2%)	38,526 (0.1%)	36,861 (▲4.3%)	36,360 (▲1.4%)	33,976 (▲6.6%)
		金額	187,525 (▲2.6%)	184,829 (▲1.4%)	188,811 (2.2%)	174,765 (▲7.4%)	174,008 (▲0.4%)	174,859 (0.5%)
		1件当たり金額	4,863 (0.0%)	4,802 (▲1.3%)	4,901 (2.1%)	4,741 (▲3.3%)	4,786 (0.9%)	5,147 (7.5%)
	柔道整復 施術療養費	件数	36,486 (▲2.3%)	36,406 (▲0.2%)	36,349 (▲0.2%)	34,746 (▲4.4%)	34,357 (▲1.1%)	31,748 (▲7.6%)
		金額	153,589 (▲1.4%)	151,862 (▲1.1%)	151,295 (▲0.4%)	139,952 (▲7.5%)	139,306 (▲0.5%)	129,603 (▲7.0%)
		1件当たり金額	4,210 (1.0%)	4,171 (▲0.9%)	4,162 (▲0.2%)	4,028 (▲3.2%)	4,055 (0.7%)	4,082 (0.7%)
	その他の 療養費	件数	2,075 (▲8.4%)	2,081 (0.3%)	2,177 (4.6%)	2,115 (▲2.8%)	2,003 (▲5.3%)	2,228 (11.2%)
		金額	33,936 (▲7.8%)	32,967 (▲2.9%)	37,515 (13.8%)	34,813 (▲7.2%)	34,702 (▲0.3%)	45,256 (30.4%)
		1件当たり金額	16,355 (0.7%)	15,842 (▲3.1%)	17,233 (8.8%)	16,460 (▲4.5%)	17,325 (5.3%)	20,312 (17.2%)
	傷病手当金	件数	6,140 (4.7%)	6,075 (▲1.1%)	6,830 (12.4%)	6,418 (▲6.0%)	6,712 (4.6%)	6,819 (1.6%)
		金額	1,711,061 (2.0%)	1,721,450 (0.6%)	1,959,789 (13.8%)	1,891,490 (▲3.5%)	1,988,134 (5.1%)	2,056,403 (3.4%)
		1件当たり金額	278,674 (▲2.6%)	283,366 (1.7%)	286,938 (1.3%)	294,716 (2.7%)	296,206 (0.5%)	301,570 (1.8%)
出産手当金	件数	21 (▲12.5%)	6 (▲71.4%)	23 (283.3%)	13 (▲43.5%)	40 (207.7%)	29 (▲27.5%)	
	金額	12,620 (4.1%)	6,236 (▲50.6%)	9,539 (53.0%)	11,247 (17.9%)	13,970 (24.2%)	12,668 (▲9.3%)	
出産育児一時金	件数	1,148 (0.3%)	1,114 (▲3.0%)	1,061 (▲4.8%)	1,023 (▲3.6%)	975 (▲4.7%)	959 (▲1.6%)	
	金額	480,176 (0.6%)	467,576 (▲2.6%)	445,332 (▲4.8%)	428,628 (▲3.8%)	408,856 (▲4.6%)	401,136 (▲1.9%)	

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付^(注1)及び経過的な職務上の事由による給付^(注2)の支給額等は、図表3-9のとおりであり、休業手当金約1.7億円(前年度に比べ1.8%増加)、行方不明手当金約426万円(前年度に比べ36.9%減少)、傷病手当金約1.6億円(前年度に比べ7.7%増加)となっています。

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約7,219千円の支払いを行いました。

【(図表3-9) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
職務上の事由による 上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件数	1,060 (11.1%)	1,134 (7.0%)	1,133 (▲0.1%)	914 (▲19.3%)	952 (4.2%)	934 (▲1.9%)
		金額	159,931 (24.0%)	188,299 (17.7%)	180,158 (▲4.3%)	159,219 (▲11.6%)	165,602 (4.0%)	168,507 (1.8%)
		1件当たり金額	150,879 (11.6%)	166,049 (10.1%)	159,010 (▲4.2%)	174,200 (9.6%)	173,951 (▲0.1%)	180,414 (3.7%)
	行方不明 手当金	件数	6 (▲78.6%)	8 (33.3%)	4 (▲50.0%)	12 (200.0%)	7 (▲41.7%)	1 (▲85.7%)
		金額	5,762 (▲69.6%)	5,674 (▲1.5%)	2,404 (▲57.6%)	11,098 (361.6%)	6,753 (▲39.2%)	4,262 (▲36.9%)
		1件当たり金額	960,327 (41.6%)	709,243 (▲26.1%)	601,041 (▲15.3%)	924,808 (53.9%)	964,646 (4.3%)	4,262,360 (341.9%)
経過的な職務上の 事由による給付	傷病手当金	件数	347 (▲29.9%)	318 (▲8.4%)	288 (▲9.4%)	295 (2.4%)	283 (▲4.1%)	271 (▲4.2%)
		金額	165,805 (▲25.5%)	147,348 (▲11.1%)	182,202 (23.7%)	151,527 (▲16.8%)	148,781 (▲1.8%)	160,274 (7.7%)
		1件当たり金額	477,823 (6.3%)	463,358 (▲3.0%)	632,646 (36.5%)	513,652 (▲18.8%)	525,728 (2.4%)	591,416 (12.5%)

(5) 年金給付費の動向

元年度の年金給付費は図表3-10のとおり約40億円(この他に、毎月勤労統計調査に伴う追加給付として支払った約288百万円があります)であり、前年度と比べて1.6%の減となっています。受給権者数は2,093人であり、前年度に比べて3.0%減少しています。

内訳は、障害年金・遺族年金約0.4億円(元年度末の受給権者数40人)、障害手当金・遺族一時金約0.5億円(106件)、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約38.6億円(元年度末の受給権者数2,053人)、障害手当金・遺族一時金約3百万円(1件)となっています。

【(図表3-10) 年金給付費の動向】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
年金給付費(注1)	4,238 (▲2.4%)	4,138 (▲2.4%)	4,046 (▲2.2%)	4,052 (0.2%)	4,025 (▲0.7%)	3,961 (▲1.6%)
受給権者数(注2)	2,250 (▲0.9%)	2,230 (▲0.9%)	2,212 (▲0.8%)	2,193 (▲0.9%)	2,157 (▲1.6%)	2,093 (▲3.0%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。
 注2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。
 注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約288百万円の支払いを行いました。

【(図表 3-11) 年金給付費の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
職務上の事由による上乗せ給付(注1)	障害年金	受給権者	3 (0.0%)	4 (33.3%)	10 (150.0%)	13 (30.0%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)	
		金額	7,331 (▲33.3%)	7,679 (4.8%)	9,294 (21.0%)	15,704 (69.0%)	11,573 (▲26.3%)	12,523 (8.2%)	
	遺族年金	受給権者	9 (28.6%)	13 (44.4%)	13 (0.0%)	22 (69.2%)	25 (13.6%)	26 (4.0%)	
		金額	8,374 (137.2%)	16,760 (100.1%)	14,610 (▲12.8%)	27,385 (87.4%)	24,651 (▲10.0%)	31,871 (29.3%)	
	障害手当金	件数	144 (44.0%)	140 (▲2.8%)	98 (▲30.0%)	93 (▲5.1%)	85 (▲8.6%)	101 (18.8%)	
		金額	65,330 (68.5%)	65,796 (0.7%)	46,506 (▲29.3%)	44,097 (▲5.2%)	44,332 (0.5%)	44,444 (0.3%)	
	遺族一時金	件数	6 (▲14.3%)	11 (83.3%)	4 (▲63.6%)	6 (50.0%)	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	
		金額	7,965 (71.7%)	7,792 (▲2.2%)	3,240 (▲58.4%)	8,883 (174.2%)	1,431 (▲83.9%)	3,699 (158.5%)	
	その他の一時金	件数	0 (▲100.0%)	1 (-)	1 (0.0%)	0 (▲100.0%)	2 (-)	0 (▲100.0%)	
		金額	0 (▲100.0%)	3,010 (-)	1,647 (▲45.3%)	0 (▲100.0%)	607 (-)	0 (▲100.0%)	
	経過的な職務上の事由による上乗せ給付(注2)	障害年金	受給権者	502 (▲2.0%)	488 (▲2.8%)	475 (▲2.7%)	464 (▲2.3%)	451 (▲2.8%)	428 (▲5.1%)
			金額	903,808 (▲3.4%)	879,000 (▲2.7%)	838,103 (▲4.7%)	808,669 (▲3.5%)	793,092 (▲1.9%)	779,477 (▲1.7%)
遺族年金		受給権者	1,736 (▲0.7%)	1,725 (▲0.6%)	1,714 (▲0.6%)	1,694 (▲1.2%)	1,667 (▲1.6%)	1,625 (▲2.5%)	
		金額	3,155,704 (▲1.6%)	3,145,020 (▲0.3%)	3,123,065 (▲0.7%)	3,120,910 (▲0.1%)	3,094,458 (▲0.8%)	3,078,939 (▲0.5%)	
障害手当金		件数	6 (0.0%)	3 (▲50.0%)	1 (▲66.7%)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	1 (▲66.7%)	
		金額	29,234 (▲0.5%)	7,325 (▲74.9%)	7,056 (▲3.7%)	8,712 (23.5%)	10,797 (23.9%)	2,668 (▲75.3%)	
遺族一時金		件数	3 (0.0%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	3 (-)	0 (▲100.0%)	
		金額	49,835 (13.6%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	44,377 (-)	0 (▲100.0%)	
その他の一時金		件数	1 (▲80.0%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	2 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	
		金額	4,829 (▲89.3%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	17,672 (-)	0 (▲100.0%)	7,607 (-)	

注1) 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注2) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約288百万円の支払いを行いました。

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 保険給付等業務の適正な実施

i) 現金給付に関する適切な審査の実施

適正な傷病手当金等の給付を行うため、その審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどしました。

元年度の審査総件数 14,403 件*のうち、担当医師に 443 件、審査医師に 19 件の照会等行った結果、支給要件を満たしていないと判断した申請は 6 件でした。

*柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費を除く。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査

適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、元年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

iii) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について申請される方がいます。このようなケースは、元年度に受け付けた申請で不承認としたものの約7割(2年5月末現在で163件)を占めています。このため、傷病が制度の対象となるかどうか、質問に沿って確認できるフローチャートを作成して船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等に掲載し、適正利用の促進を図りました。

また、制度を利用する際には、船舶所有者が証明した「療養補償証明書」を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただけていない場合が多く見受けられます。

船員保険部に未提出の場合には、船舶所有者への督促を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。元年度は船舶所有者に565件の督促、医療機関等に592件の確認を行いました。

「療養補償証明書」提出の必要性についても、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、「療養補償証明書」の未提出が多かった船舶所有者については個別に注意喚起を行いました。

【下船後の療養補償に関するチラシ】

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

下船後の療養補償についてのご案内

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、原則として乗船中にはじめて発生した職務外の病気やケガで医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（または調剤薬局）および全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日^{※1}から3か月間^{※2}に限り、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。

（※1、乗船中に病気やケガが発生してから最初に寄港、上陸した日（療養を受けられるようになった日）となります。）

（※2、下船日から3か月目の日の属する月の末日までが有効期限となります。

例）9/1下船→満了日11/30・9/2下船→12/31

■ 次の場合は、療養補償証明書を使用することはできません。

◆ 乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合

◆ 療養補償証明書を使用して「下船後三月満了年月日」を経過した場合

◆ 自宅などの船舶外で発生した病気やケガを治療する場合

◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合

◆ 歯科での治療（1年以上継続して乗船中に発症した場合は除きます）を行う場合

◆ 職務上の病気やケガの治療を行う場合（労災保険の給付の対象となりますので、管轄の労働基準監督署へご相談ください。）

【例：慢性疾患】
 (1) 腫瘍や神経で継続的にシブや痛み止めの処方がある。
 (2) 結核病や高血圧で継続的に飲み薬を処方されている。等

※「下船後の療養補償」の対象と認められなかった場合は、後日、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病の場合は医療費の全額）を船員保険部へ返還いただくこととなります。

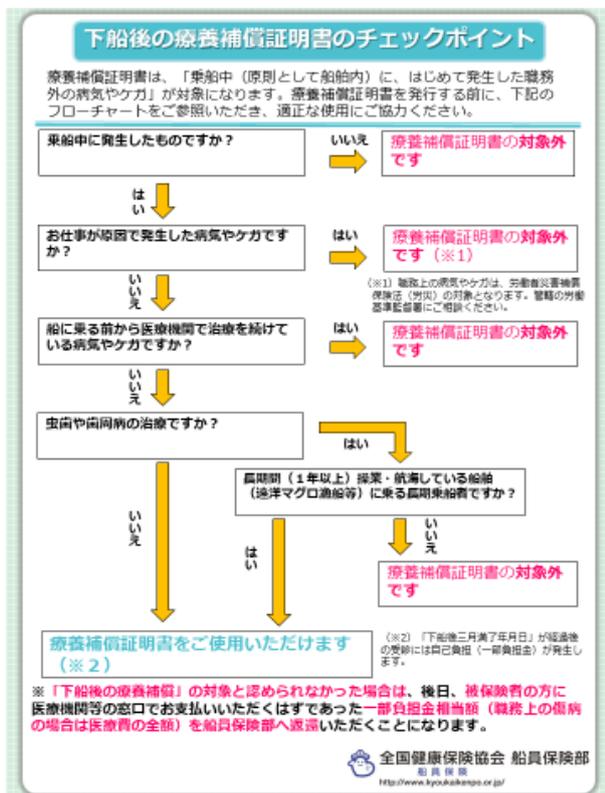
◎ 下船後の療養補償を利用される場合は、「船員保険療養補償証明書」を船員保険部にも必ずご提出ください。

全国健康保険協会 船員保険部
 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
 TEL 03-6862-3060（携帯電話・PHS・IP電話ご利用可）
 0570-300-800（固定電話ご利用の方は市内通話料金）
<https://www.kyouseikakenpo.or.jp/senpo>

《広報実績》

- 5月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 8月 「船員保険通信」に記事を掲載
- 12月 関係団体の機関誌、メールマガジンに記事を掲載
- 1月 療養補償証明書の未提出が多い船舶所有者に案内文書を送付（32件）
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

【下船後の療養補償に係るフローチャート】



(2) 効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、協会において支払基金では審査されていない事項等について点検を行っています。

元年度の支払基金による内容点検効果額は約 50 百万円（平成 30 年度は約 55 百万円）、船員保険と支払基金を合算した加入者全体の内容点検効果額は約 59 百万円（平成 30 年度は約 67 百万円）となり、支払基金と合算したレセプト点検の査定率^{※1}は平成 30 年度を 0.05 ポイント下回る 0.30% となり、K P I（支払基金と合算した査定率対前年度以上）は達成できませんでした。

協会で行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者へ委託して実施していますが、元年度の査定率が低いことから、2 年度は、外部事業者が査定率向上に積極的に取り組むよう委託契約内容を見直し、査定率に応じて委託費を支払うこととしました。

なお、元年度は外部委託費用約 2 百万円（平成 30 年度は約 4 百万円）に対し内容点検効果額は約 8 百万円（同約 12 百万円）であり、約 6 百万円（同約 8 百万円）の効果が出ています。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を 2,592 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 886 件行うなどしました。

※1 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷船員保険の医療費総額

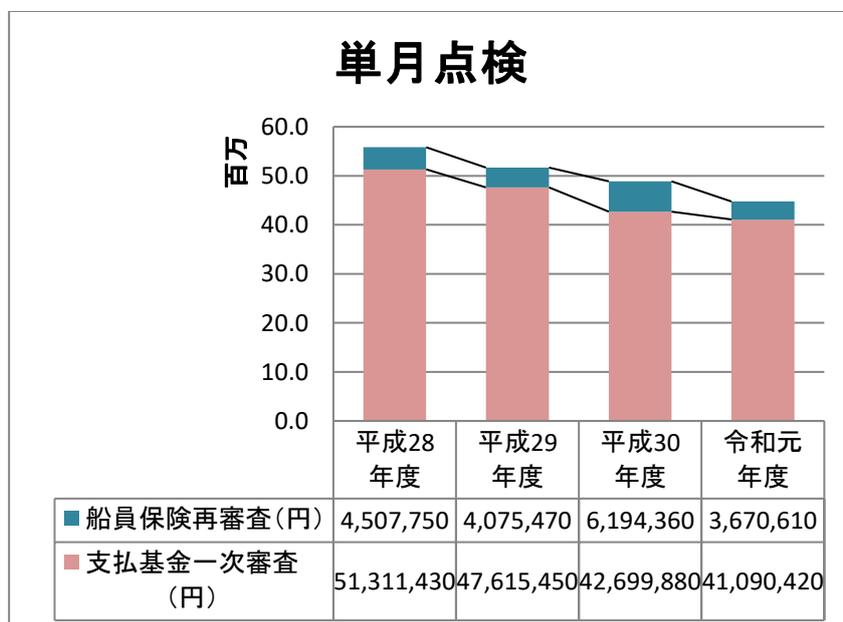
【(図表 4-1) 加入者 1 人当たり点検効果額】

【単位：円】

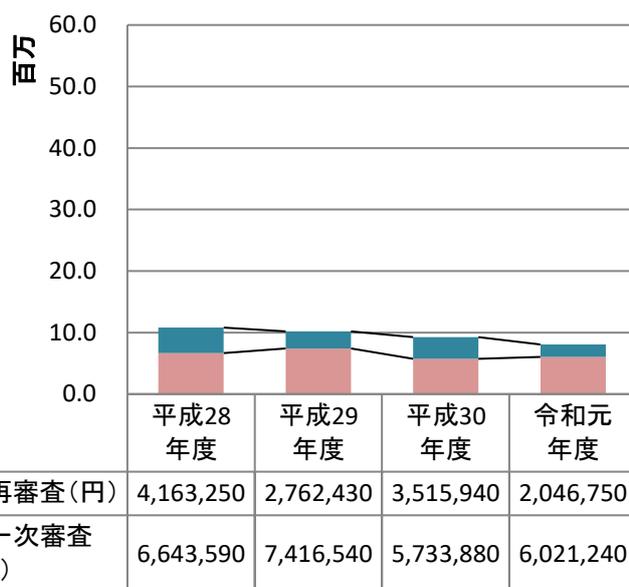
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
内容点検 ^{※2}	93	72	102	70
資格点検	2,548	2,296	2,218	2,198
外傷点検	228	269	258	312

※2 保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定した金額を集計したものです。

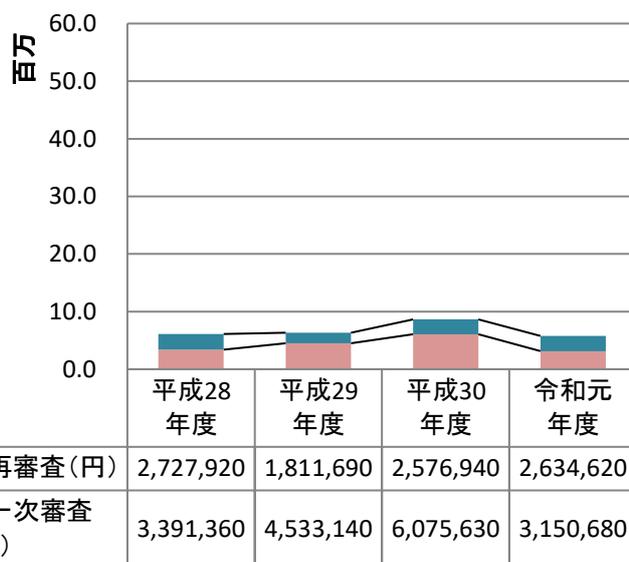
【(図表 4-2) 加入者全体の内容点検効果額（医療費ベース）の推移】



突合点検



縦覧点検



【単位：百万円】

	28年度	29年度	30年度	元年度	増減
加入者全体の内容点検効果額	73	68	67	59	▲8
船員保険再審査 ^{※3}	11	9	12	8	▲4
支払基金一次審査 ^{※3}	61	60	55	50	▲4
診療報酬請求金額	19,712	19,544	19,127	19,460	+333
請求金額に対する査定効果額割合	0.37%	0.35%	0.35%	0.30%	▲0.05%

※3 支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に対し文書による照会を実施しました。

元年度は、平成30年度よりも338件多い1,104件の照会を行い、2年5月末時点で743件の回答があり、回答率は67.3%でした。

また、加入者への文書照会の際には柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するなど、適正受診の促進に努めました。

このような取組の結果、多部位かつ頻回受診の施術の申請割合は、平成30年度を0.06ポイント下回る0.81%となり、KPI（多部位かつ頻回受診の申請割合を対前年度以下）を達成しました。

なお、1年以上の長期受診の施術の申請割合は元年度を1.00ポイント上回り、7.88%でした。

申請総件数は31,829件で平成30年度と比べて1,048件減少し、支払総額は約130百万円で平成30年度と比べて約5百万円減少しました。元年度の文書照会に要した費用は約0.2百万円であり、一定の効果が認められました。

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

平成31年1月に受領委任制度が導入されたことから、関係団体の機関誌等に広報を掲載して制度の周知を行うとともに、給付の適正化を図るため、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底したほか、申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師への意見照会を行いました。

元年度の審査総件数833件のうち、支給要件を満たしていないと判断した申請は8件でした。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

i) 保険証回収の強化

資格喪失後受診による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際に保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行いました。その結果、資格喪失後1か月以内の保険証回収率は平成30年度を0.1ポイント上回る89.1%となり、KPI（資格喪失後1か月以内の保険証回収率対前年度以上）を達成しました。

また、保険証の誤使用防止を図るため、回収率の低い船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に電話や訪問で保険証の早期回収についての依頼を行いました。

元年度中に資格喪失した方の2年5月末時点の保険証回収率は、95.8%でした。

このような取組を行いました。医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は平成30年度を0.013ポイント上回る、0.084%となりKPI（医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合対前年度以下）を達成できませんでした。

ii) 返納金債権等の早期かつ確実な回収

発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施するとともに、催告後も納付が確認できない高額債務者（債権額5万円以

上) に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行いました。

元年度の収納額は平成 30 年度を約 4 百万円上回る約 93 百万円でした。

【(図表 4-3) 返納金債権に関する実績】

【単位：百万円】

	29 年度	30 年度	元年度
調定額 (過年度分を含む。以下同様)	319	247	236
収納額	86	89	93
保険者間調整による収納額 (再掲)	7	2	2
欠損額	69	20	0
債権残高 (年度末現在)	163	138	142
当年度発生債権の収納率	83.0%	80.2%	87.3%
支払督促実施件数	11 件	15 件	16 件

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額 (年度末時点) の割合です。

資格喪失後受診に係る返納金債権については、保険証早期回収に向けた取組を行いました。債権発生金額は平成 30 年度を約 3 百万円上回る約 16 百万円となりました。しかし、定期的な催告の実施、催告文書の内容の一部変更や、催告送付時の封筒に催告の表示をするなどの工夫をした結果、回収率は、平成 30 年度を 7.0 ポイント上回り 64.0%となり、K P I (返納金回収率対前年度以上) を達成しました。

【(図表 4-4) 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。)に関する実績】

【単位：百万円】

	29 年度	30 年度	元年度
調定額 (当年度分のみ。以下同様)	17	13	16
収納額	11	8	10
保険者間調整による収納額 (再掲)	5	1	1
当年度発生債権の収納率	64.1%	57.0%	64.0%

※「保険者間調整」とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、船員保険と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法です。
※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額 (年度末時点) の割合です。

(6) サービス向上のための取組

i) お客様満足度調査の実施

加入者の方のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に生かすため、疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、保養所の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施しました。

疾病任意継続に加入する方の満足度は 77.6%、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方の満足度は、91.2%でした。

限度額適用認定証を発行した方と保養所の利用申込をした方については、元年度から新たに調査対象としましたが、限度額認定証を発行した方の満足度が 94.4%、保養所の利用申込をした方の満足度が 98.2%と、いずれも高い結果となりました。

また、疾病任意継続被保険者の保険証が手元に届くまでの日数を短縮してほしい、傷病

手当金の手続きが煩雑でわかりにくい、保養所の利用にあたっての手続きを簡素化してほしいといったご意見が寄せられました。

これらのご意見に対しては、疾病任意継続については、8月から退職証明書などの退職日が確認できる書類を資格取得申出書に添付することで日本年金機構からの資格情報を待つことなく保険証の発行が可能となったことを周知しました。傷病手当金については、事務説明会を全国5会場で開催し、制度や手続方法、返戻の多い事例について説明をしました。保養所の利用については、2年度のできるだけ早い時期に、船員保険のホームページで申込みが完結できるようにします。

また、これまでいただいた意見を踏まえ、申請書様式の見直しの検討（2年5月に変更）、限度額適用認定申請書を設置している医療機関名をホームページに掲載、チラシ等をホームページから印刷できるようにするなどの改善を行いました。

【(図表 4-5) お客様満足度調査※1】

	29年度	30年度	元年度
保険証を送付した疾病任意継続の方	77.6%	75.3%	77.6%
傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方※2	89.1%	89.8%	91.2%
限度額適用認定証を送付した方※3	-	-	94.4%
保養所の利用申込をした方※3	-	-	98.2%

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0（不満）～5（満足）までの6段階から選択し、そのうち3～5のいずれかと回答した方の割合です。
 ※2 平成30年度以前と元年度では質問内容が異なるため、平成30年度以前の満足度については「サービス全体としての満足度」の結果を記載しています。
 ※3 限度額適用認定証を送付した方、保養所の利用申込をした方については、元年度に初めて実施
 ※4 回収率は約15.2%（送付数6,666名、回答数1,013名）

ii) サービススタンダードの達成

職務外給付の支払いまでに要する日数及び保険証の発行に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としています。元年度の年度を通じた達成率は100%であり、KPI（サービススタンダード達成状況100%）を達成しました。（平均所要日数は6.79日）

保険証発行のサービススタンダードについても、船員保険部に必要な情報が届いてから発行までの期間を3営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、KPI（保険証の3営業日以内の発行100%）を達成しました。（平均所要日数は2.00日（疾病任意継続被保険者は2.20日））

(7) 高額療養費制度の周知

高額療養費は、自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について、後日お支払いする制度ですが、医療機関の窓口では、一旦、自己負担額全額を負担する必要があります。しかし、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示することにより、1か月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の利用を促進するため、制度説明のチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書やジェネリック医薬品軽減額通知、医療費のお知らせに同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口に設置していただく取組を進め、元年度については、新たに46の医療機関の窓口に設置していただきました（2

年3月末時点の設置医療機関数の累計は76(医療機関)。医療機関に設置した申請書を使用した申請は元年度の累計で206件でした。

このような取組の結果、元年度の限度額適用認定証の交付枚数は4,658枚となり、平成30年度と比較して261枚増加しました。限度額適用認定証の使用割合は、平成30年度を4.4ポイント上回り80.3%となり、KPI(高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合80.0%以上)を達成しました。

高額療養費が未申請の方に対しては、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」により、あらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付しました。

元年度については、2,325件の申請勧奨を実施した結果、2年5月末時点で1,751件の提出があり、提出率は平成30年度を0.3ポイント上回る75.3%となりました。

【(図表4-6) 限度額適用認定申請書設置医療機関】

都道府県名	医療機関名	所在地	受付窓口
北海道	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	医療相談課
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江1-6-15	入退院支援窓口
	市立稚内病院	稚内市中央4-11-6	
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	
	函館中央病院	函館市本町33-2	
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	
青森県	八戸市立市民病院	八戸市田向3-1-1	入退院受付
	青森労災病院	八戸市白銀町南ヶ丘1	
岩手県	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	
	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	
	岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483-6	
宮城県	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番2	入院説明室
	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地	
福島県	いわき市医療センター	いわき市内郷御殿町久世原16	患者サポートセンター
神奈川県	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	入院窓口
石川県	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	
福井県	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1	
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	患者総合支援センター
三重県	伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目471番2	患者支援センター
鳥取県	鳥取県済生会 境港総合病院	境港市米川町44	
島根県	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	医療サービス課 入退院管理センター
山口県	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	総合受付
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	
徳島県	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	入院総合案内
香川県	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3	医事課 入院係
愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	
	松山赤十字病院	松山市文京町1	入院管理室
	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	
	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	
高知県	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	入退院支援センター
	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	
佐賀県	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	1階入院窓口
長崎県	佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	
	長崎労災病院	佐世保市瀬戸町2-12-5	
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	1F 総合受付
	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	入院受付(6番窓口)
熊本県	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	101入退院支援窓口、103お支払相談受付
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1	
	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1	10番 入院受付窓口
大分県	大分中村病院	大分市大手町3-2-43	1F受付窓口
	津久見市医師会立 津久見中央病院	津久見市大字千怒6011	
宮崎県	宮崎県立延岡病院	延岡市新小路2-1-10	
	宮崎県立日南病院	日南市木山1-9-5	医療連携科 患者相談窓口
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地	入院窓口

※公表について、了解を得られている医療機関のみ掲載

(8) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

このうち休業手当金については、申請にあたって原則、添付書類の提出が必要であることから、休業手当金以外の申請と比較して提出率が低い傾向^{*}にあります。そのため、添付書類の省略を進めてきましたが、元年12月からは一次勧奨時から添付書類を省略できるようご案内することとしました。

このような取組を行いました。元年度に申請勧奨を行った休業手当金238件のうち、2年5月末時点での申請件数は155件、申請率は65.1%であり、平成30年度と比較して0.3ポイント減となりました。

また、元年度に申請勧奨を行った休業手当金以外の申請勧奨は、障害年金等・遺族年金等について114件、休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金について337件、経過的特別支給金について49件の申請勧奨を行った結果、合計で432件の申請があり、申請率は86.4%でした。

※平成30年度の申請勧奨に対する申請率：休業手当金65.4%、休業手当金以外88.4%

【(図表 4-7) 上乗せ給付等の申請勧奨実績】

【単位:件】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
休業手当金	653	286	251	266	238
障害年金等	134	108	84	98	105
遺族年金等	7	8	13	3	9
休業特別支給金	408	402	300	317	307
障害特別支給金	33	33	25	22	26
遺族特別支給金	10	4	12	4	4
経過的特別支給金(障害)	48	41	40	29	44
経過的特別支給金(遺族)	10	4	15	9	5

【(図表 4-8) 特別支給金の支給実績】

【単位:件、百万円】

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
休業特別支給金	件数	583	539	517	526	478
	金額	101	92	66	56	64
障害特別支給金	件数	75	79	110	123	134
	金額	27	23	27	22	35
遺族特別支給金	件数	175	200	220	331	353
	金額	20	18	29	18	18
経過的特別支給金(障害)	件数	48	39	44	24	42
	金額	18	22	27	20	22
経過的特別支給金(遺族)	件数	11	2	18	10	4
	金額	32	3	52	26	12

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約112百万円の支払いを行いました。

(9) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあります。

このため、元年度においても、対象船舶所有者3,619に対し、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合に資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないか、被扶養者資格の再確認を重点的に実施しました。

また、2年4月から被扶養者が原則国内居住者に限定されたことを受け、全ての被扶養者に対し、海外に居住しているかどうかの確認を同時に行いました。

平成30年度の対象者は18歳以上の被扶養者約32,000名でしたが、元年度は18歳未満を含む全被扶養者約51,000名を対象とし、再確認を行いました。

再確認リストの提出がない船舶所有者に対して、文書及び電話による督促等を行いました。18歳未満の被扶養者を対象としたことにより船舶所有者の事務負担が増加したことも要因となり、届出率は平成30年度を2.7ポイント下回る91.4%となり、KPI（船舶所有者からの確認書の提出率対前年度以上）を達成することができませんでした。なお、153名の被扶養者については、資格喪失の届出が未提出であり、このうち11名の資格がない方に対して保険給付が行われていたことが確認できたほか、高齢者医療制度への納付金等約2百万円の削減できました。

(10) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業の福祉事業を実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託して実施しました。また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して実施しました。

保養事業については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しましたが、利用状況が低調であるため、加入者や船舶所有者向けの広報チラシ、ホームページ、「船員保険のご案内」、日本海事新聞の広告欄等に保養事業の利用について掲載し、利用促進を図りました。このような取組の結果、保養事業の入浴利用数は平成30年度と比べて278件増加しましたが、利用宿泊数については、台風の影響などにより平成30年度と比べて255件減少しました。

契約保養施設利用補助事業については、利用宿泊数が平成30年度と比べて423件増加しました。

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、元年度、新たに株式会社 JTB と契約を行い、利用できる店舗数を大幅に拡大しました。また、被扶養者がいる被保険者宛にダイレクトメールを送信し、利用可能な旅行代理店が増えたことのご案内と併せてホームページよりインターネットで申請ができること等の詳細な申込方法の周知を行い、利用促進を図りました。利用者数、利用宿泊数ともに若干ではあるものの増加しました。

【(図表 4-9) 福祉事業の実績】

		29 年度	30 年度	元年度	前年度比
無線医療助言事業（通信数）		980	1,060	1,140	80
	横浜保土ヶ谷中央病院	793	741	762	21
	東京高輪病院	187	319	378	59
洋上救急医療援護事業	出動件数	29	21	26	5
保養事業	利用宿泊数	12,134	12,556	12,301	▲255
	入浴利用数	19,449	18,395	18,673	278
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,388	1,587	2,010	423
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	771	938	1,040	102
	利用宿泊数	1,073	1,544	1,704	160

(11) 健全な財政運営

i) 元年度の決算の状況

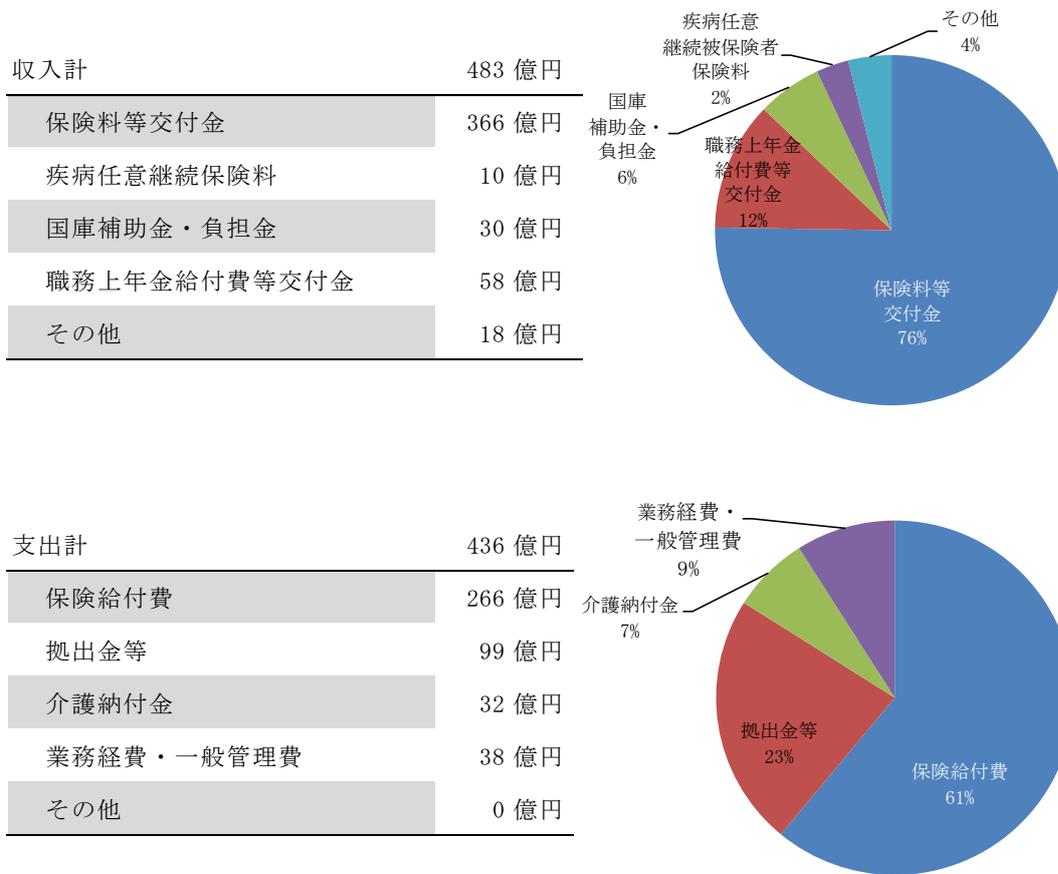
元年度の決算は、収入が約 483 億円、支出が約 436 億円であり、収支差は約 47 億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約 366 億円、疾病任意継続保険料が約 10 億円、国庫補助金・負担金が約 30 億円、職務上年金給付費等交付金が約 58 億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額として約 16 億円などが計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約 266 億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約 99 億円、介護納付金が約 32 億円、業務経費・一般管理費が約 38 億円となっています。

船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定されることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。（(図表 4-10) 中期的収支見通し（疾病保険分）」参照）

【(図表 4-10) 元年度 船員保険勘定決算の概要】



また、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです。（【図表 4-10】船員保険勘定決算との関係は、巻末の参考資料を参照）

【(図表 4-11) 協会会計（船員保険）と国会計との合算ベースでの令和元年度決算（見込）】

【疾病部門】		（単位：億円）				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入	保険料収入	297	303	308	310	312
	国庫補助金等	30	29	29	29	29
	準備金戻入	16	16	16	16	16
	その他	1	2	1	1	1
	計	344	350	354	356	359
支出	保険給付費	199	205	204	200	204
	拠出金等	108	99	101	100	99
	その他	7	6	6	7	7
	計	314	311	311	307	311
収支差		30	40	42	49	48
準備金残高		243	266	293	326	358
（うち被保険者保険料軽減分）		133	118	102	86	70

【災害保健福祉部門】

(単位:億円)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入	保険料収入	32	33	33	34	34
	国庫補助金	0	1	1	0	0
	その他	4	3	3	2	2
	収入計	36	36	37	36	36
支出	保険給付費	19	20	19	19	19
	その他	13	13	13	15	17
	支出計	32	33	32	34	36
収支差		3	3	5	2	0
準備金残高		178	181	185	188	188

ii) 2020年度保険料率決定までの動き

11月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の2年度の収支見込み及び3年度～7年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した「令和2年度における保険料率の方向性について(案)」をもとに議論を行いました。

11月の時点では疾病保険料率、災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性が示され、その後、1月の船員保険協議会において、2年度の保険料率については元年度の保険料率と同率とすることが決定されました。

疾病保険料率、災害保健福祉保険料率、介護保険料率のそれぞれの論点については以下のとおりです。

1) 疾病保険料率について

疾病部門の財政収支については、現行の保険料率(10.10%)を据え置いた場合の2年度の収支見込みでは被保険者数0.3%増(57,730人)、平均標準報酬月額0.7%増(426,290円)、加入者一人当たり医療給付費2.1%増(147,140円)と推計した結果、単年度収支は約53億円の黒字が見込まれました。また、中期的収支見通しでも年々黒字額は縮小するものの、7年度までは継続して黒字が見込まれました。

疾病部門の財政状況は現時点では比較的安定しているといえますが、事務局から、

- ① 被保険者数は、平成27年度以降は対前年度比で微増となっているが、漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いている。汽船等の被保険者数についても、近年は若干の増加傾向で推移しているが、今後は労働人口全体が減少すると見込まれている状況であり注視が必要である。
- ② 平均標準報酬月額は、平成23年度以降は対前年度比で増加傾向にあった漁船の平均標準報酬月額が、平成30年度より横ばいになり、令和1年度より減少傾向に転じた。汽船等の平均標準報酬月額については若干の増加傾向で推移しているが注視が必要である。
- ③ 医療費は医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等により、今後、増加していくことが想定され、船員保険においても同様と考えられる

を留意事項として説明し、中長期的に慎重な財政運営を図るとの観点から、2年度の保険料率は元年度と同率で据え置くこととしました。

【(図表 4-12) 中期的収支見通し (疾病保険分)】

船員保険の中期的収支見通し(疾病保険分)

(単位:百万円)

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
収 入	保 険 料 収 入	32,107	32,723	33,311	33,917	34,542
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	そ の 他	1,719	1,399	1,073	740	403
	計	36,766	37,062	37,324	37,598	37,885
支 出	保 険 給 付 費	20,474	20,629	20,744	20,818	20,831
	拠 出 金 等	10,815	11,183	11,401	11,679	12,026
	業 務 経 費 等	914	913	912	911	910
	計	32,202	32,725	33,058	33,408	33,767
単 年 度 収 支 差		4,564	4,338	4,266	4,189	4,118
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の た め の 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差		2,903	2,997	3,252	3,508	3,774
準 備 金 残 高		43,008	46,004	49,257	52,765	56,539
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		3,649	2,308	1,294	613	270
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		39,359	43,696	47,962	52,152	56,269
疾病保険料率		10.10%	10.10%	10.10%	10.10%	10.10%
被 保 険 者 負 担 率		4.55%	4.65%	4.75%	4.85%	4.95%
控 除 率		0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%
船 舶 所 有 者 負 担 率		5.05%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%

2) 災害保健福祉保険料率について

災害保健福祉保険部門の財政収支については、現行の保険料率（1.05%）を据え置いた場合の2年度は、単年度収支差が均衡しますが、中期的収支見通しでは毎年赤字が見込まれました。

しかしながら、災害保健福祉保険部門については一定の準備金を保有しており、当面は準備金を取り崩して財政運営していくことが可能であることから、2年度の保険料率は元年度と同率で据え置くこととしました。

【(図表 4-13) 中期的収支見通し (災害保健福祉保険分)】

船員保険の中期的収支見通し(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
収 入	保 険 料 収 入	3,484	3,517	3,546	3,577	3,609
	国 庫 補 助 等	6	6	6	6	6
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	70	50	36	26	19
	そ の 他	10	10	10	10	11
計		3,569	3,583	3,599	3,619	3,644
支 出	保 険 給 付 費	1,854	1,847	1,836	1,825	1,812
	業 務 経 費 等	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325
	計	4,179	4,172	4,161	4,150	4,137
単 年 度 収 支 差		▲ 610	▲ 588	▲ 563	▲ 530	▲ 493
準 備 金 残 高		17,566	16,977	16,415	15,884	15,392

3) 介護保険料率について

介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっています。その結果、2年度の介護保険料率は1.77%（元年度より0.16%増加）と決定しました。

【(図表 4-14) 収支見込み (介護保険分)】

船員保険の収支見込み(介護保険分)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考																						
収 入	保険料収入	3,058	3,015	3,272	介護保険料率:1.77% 【2020年度(令和2年度)基礎係数】 被保険者数 28,375人(▲2.5%) 平均標準報酬月額 483,716円(1.5%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比																						
	国庫補助等	42	38	-																							
	その他	-	-	-																							
	計	3,100	3,053	3,272																							
支 出	介護納付金	3,094	3,179	3,147	(参考)介護保険料率の推移 (単位:%)																						
	雑支出	-	-	-																							
	計	3,094	3,179	3,147																							
単年度収支差		7	▲125	124																							
準備金残高		11	▲115	10																							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2010 (平成22)</th> <th>2011 (平成23)</th> <th>2012 (平成24)</th> <th>2013 (平成25)</th> <th>2014 (平成26)</th> <th>2015 (平成27)</th> <th>2016 (平成28)</th> <th>2017 (平成29)</th> <th>2018 (平成30)</th> <th>2019 (令和1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.47</td> <td>1.62</td> <td>1.73</td> <td>1.63</td> <td>1.71</td> <td>1.67</td> <td>1.68</td> <td>1.59</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61
年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)																	
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61																	

(注) 端数整理のため、計数が整えない場合がある。

iii) 2年度の収支見込み

2年度の収支見込みについては、決定した保険料率と政府予算案を踏まえて作成し、1月の船員保険協議会に報告しました。疾病部門の単年度収支は約53億円の黒字、災害保健福祉保険部門の単年度収支均衡が見込まれる結果となりました。

【(図表 4-15) 収支見込み (疾病保険分)】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考
収 入	保険料収入	30,991	31,324	31,542	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国庫補助等	2,941	2,941	2,941	
	雑収入等	70	122	94	
	準備金戻入	1,616	1,627	1,639	
	計	35,618	36,014	36,216	被保険者負担軽減分:0.5%
支 出	保険給付費	19,960	20,255	20,424	【2020年度(令和2年度)基礎係数】 被保険者数 57,485人(0.1%) 加入者数 117,495人(▲1.2%) 平均標準報酬月額 425,581円(0.6%) 加入者1人当たり医療給付費 148,217円(1.8%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比
	前期高齢者納付金	3,099	2,865	2,857	
	後期高齢者支援金	6,871	7,081	7,207	
	退職者給付拠出金	68	18	0	
	病床転換支援金	0	0	0	
	保険給付等業務経費	52	92	88	
	レセプト業務経費	13	20	21	
	その他業務経費	15	41	39	
	一般管理費	485	652	598	
	雑支出等	112	101	107	
		計	30,675	31,126	
単年度収支差		4,942	4,887	4,876	
準備金残高		32,612	35,873	39,110	
被保険者保険料負担軽減分		8,590	6,963	5,324	
被保険者保険料負担軽減分を除く		24,022	28,910	33,786	

【(図表 4-16) 収支見込み (災害保健福祉保険分)】

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 險 料 収 入	3,381	3,390	3,418	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	23	13	13	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	168	151	748	
	雑 収 入 等	12	10	10	
	計	3,584	3,565	4,190	【2020年度(令和2年度)基礎係数】
支 出	保 險 給 付 費	1,857	1,928	1,918	被保険者数 58,954人(0.1%) ^{※1} ^{※2}
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	23	37	34	平均標準報酬月額 424,256円(0.6%) ^{※1} ^{※2}
	レ セ プ ト 業 務 経 費	1	2	2	
	保 健 事 業 経 費	783	908	962	
	福 祉 事 業 経 費	366	584	525	
	そ の 他 業 務 経 費	6	10	10	
	一 般 管 理 費	312	775	728	※1: 疾病任意継続被保険者、独立行政 法人等被保険者及び後期高齢者医 療被保険者を含んでいる。
	雑 支 出 等	9	8	9	
	計	3,357	4,252	4,189	※2: ()内は対前年度比
単 年 度 収 支 差		227	▲ 688	1	
準 備 金 残 高		18,767	18,079	18,081	

2. 戦略的保険者機能

(1) データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

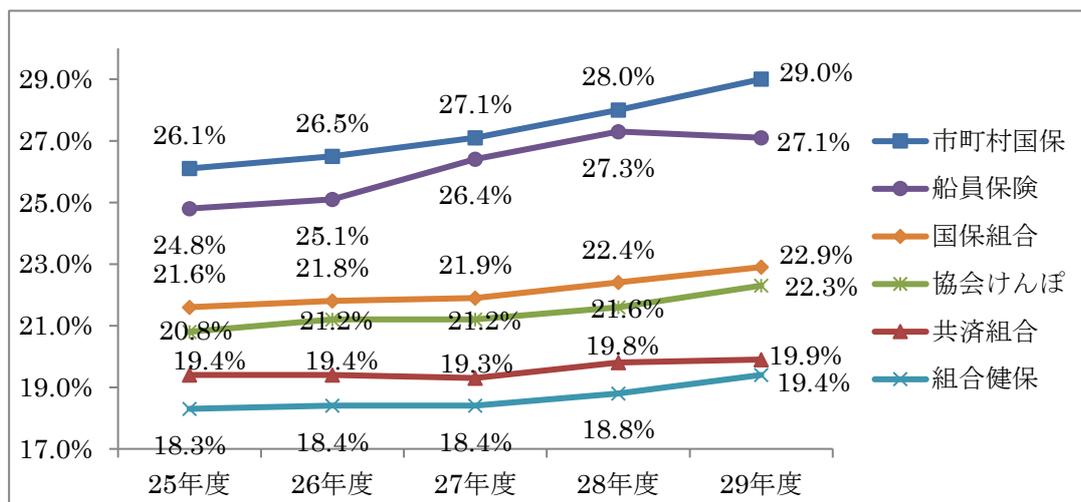
船員保険被保険者の年齢構成は50歳代後半から60歳代前半にピークがあり、協会けんぽ、健保組合に比べて平均年齢が高くなっています。(図表3-3参照)このような状況もあり、他の被用者保険に比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高く(図表4-17参照)、市町村国保と同程度の該当割合となっています。

年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある(図表4-18参照)ことから、これらの方々に対する対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

また、喫煙率は、国民健康栄養調査の結果と比較して非常に高く、40%台で推移(図表4-19参照)しており、喫煙率の減少が船員保険の重要な課題の一つであるといえます。

このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画では、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率と喫煙率の減少を目標としつつ、健診費用の無料化や健診項目の追加をはじめとして、より具体的な取組を実施するため船舶所有者に自社の船員の健康状態を認識いただいた上で、船舶所有者と協働してメタボリックシンドロームリスク保有率等を減少させる取組、いわゆるコラボヘルスの実施やスマートフォンを使用したオンライン禁煙プログラムの実施等を盛り込んだ6年間(2018年度～2023年度)の計画を策定し、実行しています。

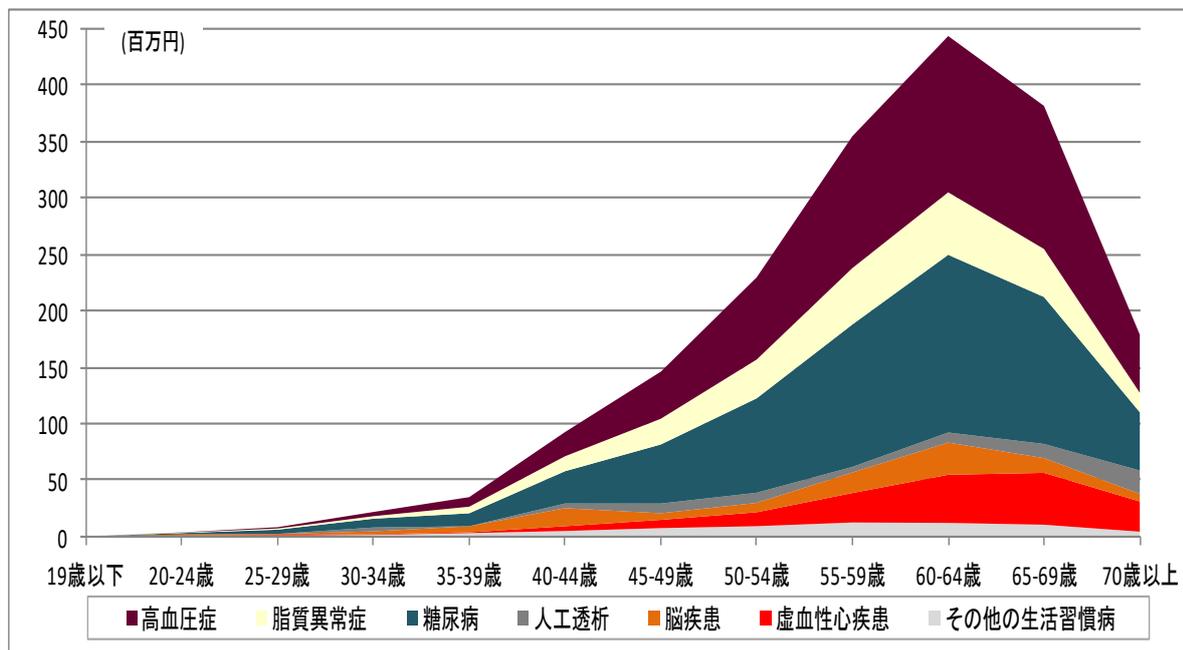
【(図表4-17) 各医療保険者における特定健診受診者(男性)のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《データ出典》2017年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省ホームページ)

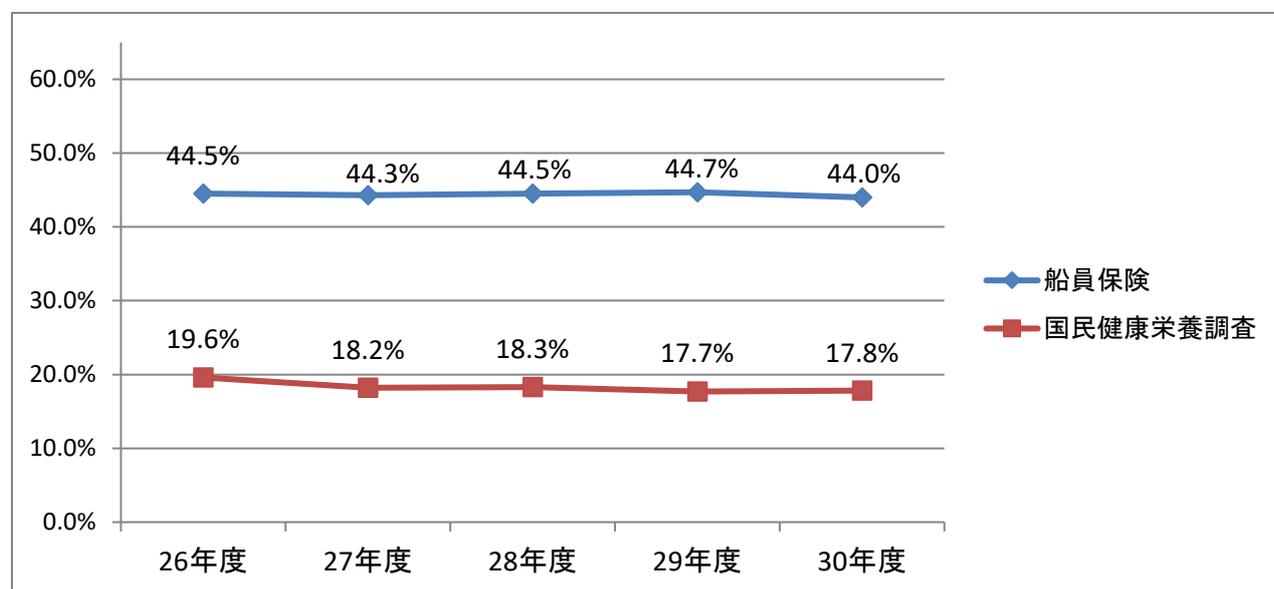
※船員保険については40～74歳の特定健診受診者(全体)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
 その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者(男性)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

【(図表 4-18) 船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】



《データ出典》全国健康保険協会

【(図表 4-19) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



《調査対象年齢》
国民健康・栄養調査 (20歳以上の被調査者)
船員保険 (35歳～74歳の被保険者)

《データ出典》
国民健康・栄養調査
船員保険健診結果データ

また、医療保険者は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられています。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において、船員保険については2023年度までに健診実施率65%、特定保健指導実施率30%を達成することが目標として示されたことを踏まえ、第3期特定健康診査等実施計画(2018年度～2023年度)を策定し、実行しています。

【(図表 4-20) 第3期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位：%)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

i) 特定健康診査等の推進

特定健康診査等について、元年度のK P Iとして被保険者の生活習慣病予防健診受診率42%以上、船員手帳健康証明データ取得率29%以上、被扶養者特定健康診査受診率23%以上としています。元年度においては、K P Iの達成に向け次のような取組を行いました。

1) 受診券等の送付

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。年度初めに生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方に送付しました。

(元年度送付対象者：被保険者 39,446人・その被扶養者 20,862人、疾病任意継続被保険者 2,803人・その被扶養者 1,715人)

2) 生活習慣病予防健診の無料化等に関する周知

健診受診率の向上のため、平成30年度から開始した生活習慣病予防健診の無料化等について、納入告知書や関係団体誌等を活用して周知を図りました。

3) 健診実施機関等の拡充

受診環境を整え利便性を高めるため、健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となっただけよう電話勧奨等を実施しました。また、全国に医療機関を有する独立行政法人医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構等の本部に対し、委託契約の締結に向けた協力を依頼しました。

その結果、元年度末における生活習慣病予防健診実施機関数は421機関（前年度比56機関増）、総合健診実施機関は226機関（同28機関増）、特定保健指導実施機関は171機関（同20機関増）となりました。

【(図表 4-21) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
生活習慣病予防健診実施機関	213	244	262	365	421
総合健診実施機関	106	128	134	198	226
特定保健指導実施機関	87	99	101	151	171

※件数は各年度末時点の状況です。

4) 巡回健診を活用した利便性の向上

被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施しました。その際、被扶養者の受診を促進するため、無料のオプション検査として血管年齢測定等を実施するなどの工夫をしました。

また、元年度は被扶養者が多く居住している長崎県五島市、山口県萩市で新たに巡回健診を実施しました。

【(図表 4-22) 巡回健診実施状況】

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実施回数	352 回	346 回	338 回	331 回	339 回
受診者数	8,656 人	8,601 人	8,531 人	9,132 人	9,147 人

5) 健診未受診者への受診勧奨

元年度の生活習慣病予防健診又は特定健康診査が未受診の加入者に対して、11月に受診勧奨を行いました。(送付数：被保険者 28,382 人、被扶養者 19,636 人) また、被扶養者については、被保険者と比べて健診受診率が低いことから、1月に再度未受診者に対して案内を送付しました。(送付数：被扶養者 17,984 人)

6) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、その方の健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明データの提供を依頼しています。

元年度においては、11月に 3,263 の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明データの提供を依頼する文書を送付し、その後、3月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行いました。このほか、25 の船舶所有者を個別訪問し船員手帳の健康証明データの提供依頼を行い、69 名分の健康証明書の写しの提供を受けました。

また、国土交通省に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

7) その他

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにするとともに、協会けんぽ青森支部、大分支部、長崎支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう調整を行い、受診案内を送付しました。

以上のような取組を行った結果、

被保険者の生活習慣病予防健診受診者は、平成 30 年度と比較して 656 人増加し 15,654 人となり、受診率も 2.2 ポイント増の 43.4%となり K P I（生活習慣病予防健診受診率 42%以上）を達成しました。

船員手帳健康証明データについては、平成 30 年度と比較して 65 件増加し 9,203 件の提出があり、取得率は 0.4 ポイント増の 25.5%となりましたが、K P I（健康証明データ取得率 29%以上）を達成することができませんでした。

健康証明書の写しの提供することに対して「個人情報を提供することに不安がある」という意見が多くあり、このことが取得率の向上につながらない要因の一つと考えられます。引き続き、ご提供いただいた健康証明書の写しの管理の徹底を図るとともに、個人情報保護の取組について理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

被扶養者の特定健康診査受診者は、平成 30 年度と比較して 120 人減少し 5,321 人でしたが、受診率は 0.1 ポイント増の 25.1%となり K P I（被扶養者特定健診受診率 23%以上）を達成しました。

加入者全体の特定健康診査受診率は、平成 30 年度と比較して 1.9 ポイント上回る 52.7%となりましたが、元年度の実施目標（53%）を達成することができませんでした。

実施目標の達成に向け、前述の健康証明書の写しの取得を着実に進めていくとともに、生活習慣病予防健診の利便性を高めるため、健診実施機関及び巡回健診の拡充を図ります。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しました。

健診当日に健診結果が揃わない場合でも、腹囲等から特定保健指導の対象と見込める方に対して初回面談の分割実施を効率的に実施するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、特定保健指導の利用による利便性を向上させるため、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用した ICT 面談による保健指導の利用案内を行いました。

このような取組を行いましたが、被保険者の保健指導実施率は 8.3%（前年度と比較して 0.1 ポイント減）となり、K P I（被保険者の特定保健指導実施率 20%以上）を達成することができませんでした。一方、被扶養者の保健指導実施率は 17.7%（前年度と比較して 0.5 ポイント減）となり、K P I（被扶養者の特定保健指導実施率 14%以上）を達成することができました。加入者全体の保健指導実施率は 8.8%で、前年度と比較して 0.2 ポイント減少しました。

【(図表 4-23) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績 (速報値)】

	平成 29 年度		平成 30 年度		元年度		30 年度比較増減		
		実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74 歳	[対象者] 36,940 人 [受診者] 13,954 人	37.8%	[対象者] 36,418 人 [受診者] 14,998 人	41.2%	[対象者] 36,061 人 [受診者] 15,654 人	43.4%	656 人	2.2%	
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74 歳	[対象者] 36,940 人 [受診者] 8,946 人	24.2%	[対象者] 36,418 人 [受診者] 9,138 人	25.1%	[対象者] 36,061 人 [受診者] 9,203 人	25.5%	65 人	0.4%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39 歳	[対象者] 4,622 人 [受診者] 2,110 人	45.7%	[対象者] 4,692 人 [受診者] 2,269 人	48.4%	[対象者] 4,732 人 [受診者] 2,393 人	50.6%	124 人	2.2%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74 歳	[対象者] 22,628 人 [受診者] 4,260 人	18.8%	[対象者] 21,791 人 [受診者] 5,441 人	25.0%	[対象者] 21,201 人 [受診者] 5,321 人	25.1%	▲120 人	0.1%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,049 人 (4,011 人) ※2 [受診者] 1,011 人	11.2% (25.2%)※2	[対象者] 9,039 人 [受診者] 1,338 人	14.8%	[対象者] 9,724 人 [受診者] 1,636 人	16.8%	298 人	2.0%
	3 か月 後評価	629 人	7.0% (15.7%)※2	762 人	8.4%	806 人	8.3%	44 人	▲0.1%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 407 人 [受診者] 80 人	19.7%	[対象者] 527 人 [受診者] 97 人	18.4%	[対象者] 548 人 [受診者] 132 人	24.1%	35 人	5.7%
	3 か月 後評価	82 人	20.1%	96 人	18.2%	97 人	17.7%	1 人	▲0.5%

※1) 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

※2) ()内は、対象者数から、船員手帳健康証明書データ提供者を除いた人数及び実施率です。

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

船員保険では、船舶所有者と協働した船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆるコラボヘルスを推進しています。

元年度は「健康度カルテ」を刷新して、①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、各船舶所有者単位で会社の健康度を判定することとし、その結果を715の船舶所有者に送付しました。

【判定項目】

判定項目	目的	主なデータ
①重篤疾病リスク	健康危険度や労働損失を把握	・生活習慣病患者数の経年変化 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、朝食）
④健康診断・特定保健指導	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳証明書データ提出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

※平成 27 年度から 29 年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用

【「健康度カルテ」内容イメージ】

健康度カルテ
2019年度版

貴社の健康度

ご提供いただいた健診結果に基づき、「重篤疾病リスク」、「生活習慣病リスク」、「生活習慣」、「健康診断・特定保健指導」の4つの項目に関する判定を行いました。判定結果に「×」、「△」が表示されている項目は、貴社の健康課題となりますので取組の強化をお願いします。

判定項目	判定結果	ページ
①重篤疾病リスク	危険な健康状態であり、今すぐに医療機関の受診が必要なおられます。入院による病気休養や労働生産性低下を防止するだけでなく、なによりも従業員の命を守るために、医療機関への受診を促す対応をお願いします。	1
②生活習慣病リスク	メタボ・予備糖尿病等の割合がメタボリスクを有する方の割合は低い傾向です。今後も生活習慣改善への取組を継続いただき、健康維持をお願いします。	2
③生活習慣	生活習慣の改善は、従業員の健康増進につながります。さらなる生活習慣改善への取組をお願いします。取組にお困りの場合は船員健康課までご相談ください。	4
④健康診断・特定保健指導	生活習慣病の発症は労働生産性を低下させる恐れがあります。専門家の支援が受けられる無料の特定保健指導をご活用いただき、ひとりでも多くの方の生活習慣改善に向け取組にご協力をお願いします。	5

全国健康保険協会 船員健康

①重篤疾病リスク 本人

判断：判定：医療機関未受診者の割合

判断結果 × 順位 位

715社

生活習慣病患者数の変化

生活習慣病の経年変化は重症化を予防します。入院による病気休養は企業にとって大きな損失となるため、治療継続を促し重症化させないことが重要です。

患者数 (人)	2016年度	2017年度	2018年度
患者数	8	8	7

	2016年度	2017年度	2018年度
入院	0	0	0
外来	0	0	0

※ 1社1社別の全従業員を対象に集計しています。

医療機関未受診者の状況 (健診結果より要再検査や要受診者。該当者がいる場合は、必ずご連絡をお願いします。)

受診をせずに放置していると入院を要する重篤な疾病を発症

要再検査・要受診者 12人のうち **10人**

要再検査・要受診者 12人のうち

心疾患 (心臓病) 19日 脳血管疾患 (脳梗塞) 78日

おすすの保健指導

受診が必要なお方をお知らせ

受診が必要な方にオーダーメイドの通知で受診勧奨!

生活習慣病予備健診の案内 船員手帳健康証明書データのご提供

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進

1) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の送付

生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につながる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しました。

元年度は、元年7月から2年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が元年度中のもの）の提供があった方、総数19,835人に、以下の5つの健康リスクに応じた情報提供リーフレットを配布しました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関を受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- ④ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ⑤ 健診結果に問題のない方

医療機関への受診勧奨を行った1,675人のうち、2年3月末時点で14.5%にあたる243人について医療機関の受診が確認できました。受診率は平成30年度と比較して、0.4ポイント上回りました。

【オーダーメイドの情報提供リーフレット】

受診船員一人分 SAMPLE

本船に付する全乗組員の健康リスクからご通知ください。

0120-999-999
受付時間 朝：30～17:15
(土・日・祭日は12:29～13:00まで)

お問合せ番号 000-000-0000

〒144-0051 東京都大田区
船程 太郎 様
ニッセイアロマスクエア19F

大切なお知らせをお返しています。
今すぐご連絡ください！

いつも船員健康の事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
このお知らせは、先に取り入れた健診の結果に基づき「検査値や健診結果から生活習慣病のリスクが高く、すぐに医療機関の受診を受けることが必要」な方にお届けしています。
内容をご覧いただき、早急に医療機関を受診してください。

船保 太郎 さんに行動して欲しいこと **危険**

今すぐ医療機関を受診しましょう

血圧	脂質	血糖	肥満	喫煙	血管年齢
危険	注意	注意 (経過中)	注意	危険	83歳

健診は毎年忘れずに！ 目で見るだけでなく体内の状態を把握するのが健診です。
毎年の変化をしっかりと確認し、体のSOSを早期に発見しましょう。

全国健康保険協会
船員健康

今の健康状態からみたあなたの疾病発症リスクは？

あなたの健診結果から脳卒中（脳梗塞・脳出血）や心筋梗塞、糖尿病の発症リスクと血管年齢を算出しています。下のグラフは同性・同世代と疾病発症リスクを比較しています。

血管年齢 **83歳** あら...？

脳卒中
今後10年間であなたが発症する確率は **16.3%**

糖尿病
今後5年間であなたが発症する確率は **7.8%**

心筋梗塞
今後10年間であなたが発症する確率は **8.6%**

<疾病発症リスク比較>

疾病	発症率 (%)	発症・割合のつち
脳卒中	16.3%	低リスクグループ
心筋梗塞	8.6%	高リスクグループ
糖尿病	7.8%	高リスクグループ

※この図表はあくまで参考情報であり、実際の発症リスクは個人の生活習慣や遺伝的要因によります。発症リスクを低く保つためには、生活習慣の改善が重要です。

※「脳卒中」は脳梗塞と脳出血の両方を合わせた発症率を示しています。

※「心筋梗塞」は発症率を示しています。発症リスクを低く保つためには、生活習慣の改善が重要です。

※「糖尿病」は発症率を示しています。発症リスクを低く保つためには、生活習慣の改善が重要です。

※このリーフレットは特定の個人を指すものではありません。発症リスクを低く保つためには、生活習慣の改善が重要です。

2) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者に比べ喫煙率が高い傾向にあることから、第2期船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げています。

元年度は、昨年度試行的に実施したスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの結果を踏まえ、これと同内容の禁煙プログラムを本格的に実施しました。

8月から10月までの期間で募集を行い、76名の方がプログラムに参加しました。2年5月末時点でプログラムを終了した方が39名、そのうち30名の方が禁煙に成功し、禁煙成功率76.9%という、禁煙外来における禁煙成功率^{※2}を上回る成果を上げることができました。また、プログラム継続中の方の12名は禁煙成功の見込みとなっています。このほか、プログラム中断中の方が23名、乗船スケジュールの都合で途中解約した方が2名となっています。

元年度の外部委託費用約3.5百万円に対し、禁煙による年間の1人当たり医療費削減額を5万円^{※1}と仮定すると、年間で1.5百万の医療費抑制効果が得られたこととなります。

一方で、参加申し込みはしたものの、乗船スケジュール等の都合等によりプログラムの開始に至らなかった方が50名いました。乗船スケジュール等に柔軟に対応するため、次年度は、募集期間を限定するのではなく通年で募集・参加できるよう対応しました。

また、禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した7,015人に、禁煙習慣と歯周病の関係性に関するリーフレットを送付しました。

※1 厚生労働省科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成18（2006）年4月）」を参考に仮定したものの。

※2 第131回中央社会保険医療協議会提出資料「診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成19年度調査）ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書」より、指導終了3か月後の禁煙継続率は40.8%

【船員保険卒煙プロジェクト】

船員保険 卒煙プロジェクト

船員保険加入者対象のアプリでの禁煙プログラム

医師開発アプリ
オンライン面談
禁煙補助剤

医師開発アプリ「asure卒煙」と保健師・看護師・薬剤師などによる禁煙指導をビデオ通話にて「完全オンライン」で提供。
加えて、禁煙補助剤をご自宅にお届けします。

医師開発アプリ
オンライン面談（1週1回～45分）
禁煙補助剤（ニコチンパッチなど）

自己負担額 **0円**
船員保険にご加入中の方（船員及びそのご家族）

申し込み期間 **2019年10月31日**
※お申込みには、各自負担が必要です。詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくはWEBサイトにて掲載
アプリの無料ダウンロード先は、QRコードの詳しい情報は、このポスターの裏面にございます。

お問い合わせ先
プロジェクトに関するお電話やお問い合わせは、下記メールアドレスのメールにてお願いします。

<https://cureapp.zendesk.com/hc/ja>
asure@cureapp.jp

3) 出前健康講座

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座について、船員災害防止協会のご協力もいただき、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で33回実施し、合計1,253人の方に受講していただきました。

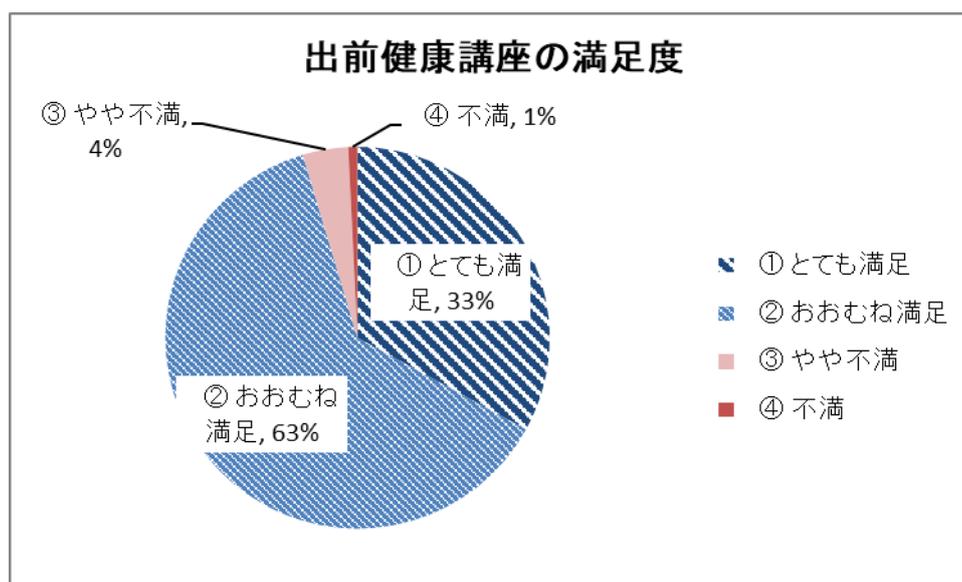
講習のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者のご希望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、糖尿病、高血圧等の生活習慣病予防、メンタルヘルス対策としました。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約9割を占めました。

また、受講後に生活習慣やメンタルヘルスの改善に取り組もうと思うかとの問いに対して、「取り組もうと思う」と回答した方が約8割を占めました。

【(図表 4-24) 出前健康講座実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	11回	32回	26回	25回	32回	33回
参加人数	367人	1,526人	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人



4) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催しました。

元年度は、海上技術学校等や水産大学校に加え、大島商船高等専門学校、尾道海技大学校、東京海洋大学、東海大学海洋学部の計13校で17回実施（うち3回は練習船内で実施）し、966名の学生に受講していただきました。

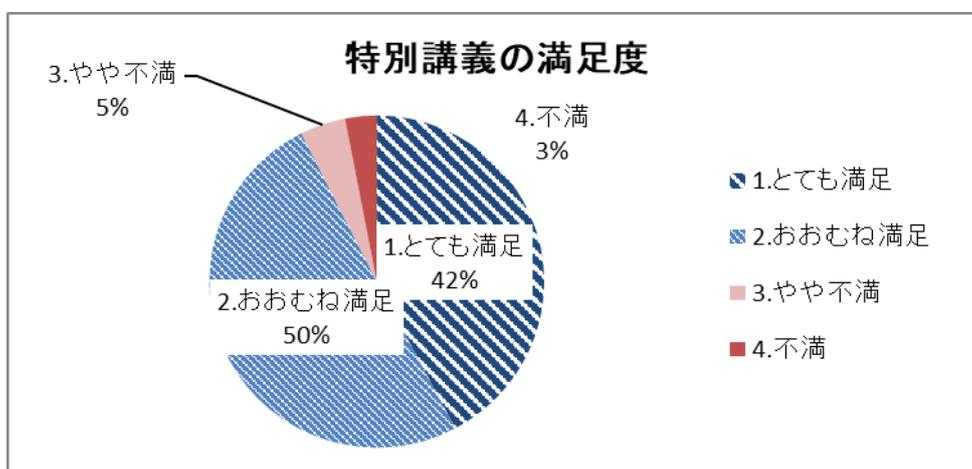
講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスや船内におけるコミュニケーションの取り方等を中心に、過去のアンケート結果において「船員保険制度についても知りたい」といった

意見があったことを踏まえ、船員保険制度の概要説明も含めた内容としました。

その結果、受講時は周りの受講者との意見交換にも積極的に取り組むなど大変熱心に参加していただきました。受講後のアンケートでは、「乗船前にセルフケアの方法について知ることができてよかった」、「簡単にできることばかりなので実践していきたい」等の肯定的な意見が多かった一方で、乗船経験のある学生からは「船内環境を踏まえた具体的な対策をもっと教えてほしい」など今後の参考とすべき意見も寄せられました。

【(図表 4-25) 特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①尾道海技大学校（広島）	令和元年6月19日	27人
②大島商船高等専門学校（山口県）	令和元年6月24日	80人
③尾道海技大学校（広島）	令和元年9月17日	35人
④東京海洋大学練習船（東京）	令和元年11月5日	59人
⑤小樽海上技術学校（北海道）	令和元年11月12日	30人
⑥口之津海上技術学校（長崎）	令和元年11月22日	81人
⑦波形海上技術短期大学校（愛媛）	令和元年11月27日	85人
⑧宮古海上技術短期大学校（岩手）	令和元年11月29日	43人
⑨唐津海上技術学校（佐賀）	令和元年12月6日	38人
⑩東京海洋大学（東京）	令和元年12月11日	51人
⑪海技大学校（兵庫）	令和元年12月11日	43人
⑫海技教育機構練習船	令和元年12月11日	85人
⑬館山海上技術学校（千葉）	令和元年12月12日	33人
⑭東海大学海洋学部（静岡）	令和2年1月23日	12人
⑮水産大学校練習船	令和2年2月7日	52人
⑯清水海上技術短期大学校1年生（静岡）	令和2年2月27日	110人
⑰清水海上技術短期大学校2年生（静岡）	令和2年2月27日	102人



5) イベント

直接、船員保険加入者と接する機会を活用し、健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールすることにより、健診の受診率向上や禁煙対策等につなげることを目的として、各地で開催されている港イベント等へ協会けんぽ支部と共同で参加しました。

元年度は3か所の港イベントに参加し、のべ1,085名に出展ブースへ来場いただきました。

出展ブースにおいて血管年齢測定器等を使用した簡易検査を実施するとともに、参加者には健康情報冊子やジェネリック医薬品希望シール等の配布を行いました。血管年齢測定器を利用していただいた方からは「血管年齢を下げるためにはどのようにすればよいのか」等、健康意識の向上が窺える感想が聞かれました。

【(図表 4-26) 港イベントの参加】

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
第38回長崎さかな祭り	元年10月20日	血管年齢測定	427人	長崎支部
気仙沼産業まつり	元年10月27日	血管年齢測定	303人	-
小川港さばまつり	元年11月2日	血管年齢測定	355人	静岡支部

【第38回長崎さかな祭りの様子】



【気仙沼産業まつりの様子】



6) 「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート」の実施

加入者の方や船舶所有者が船員保険に求める保健事業のニーズや、生活習慣病予防健診の受診及び特定保健指導利用の阻害要因等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

全船舶所有者4,361と無作為に選んだ被保険者（15歳～74歳）6,000人、被扶養者（40歳～74歳）3,500人を対象に調査票をお送りし、郵送またはインターネットで回答していただきました。（有効回答率：船舶所有者52.7%、被保険者20.2%、被扶養者31.4%、調査結果の概要は巻末の参考資料を参照）

生活習慣病予防健診については、「とても満足」または「おおむね満足」と回答した方は、船舶所有者、被保険者、被扶養者いずれも90%近くありました。一方、「不満」または「やや不満」と回答した方について、その理由を聞いてみると、「健診機関が少ない」、「近くに健

診機関がない」、「予約が面倒」、「健診内容が不十分である」という回答が多くありました。

特定健康診査については、約 8 割の被扶養者が知っているという回答する一方で、受診したことがあると回答した方は、5 割弱でした。未受診の理由としては、「すでに医療機関にかかっているから」、「近くに健診機関がないから」という回答が多くありました。

巡回健診について船舶所有者に聞いたところ、認知度は 7 割を超えている一方で、未利用の方の割合は 5 割超ありました。未利用の理由としては、「実施時期と船員の乗船スケジュールに合わない」という回答が最も多くありました。

船員手帳の健康証明書について、船員保険部から「健康証明書」欄の提供依頼を行っていることの認知度を聞いたところ、船舶所有者の 8 割以上が知っている、約 7 割が提供したことがある、被保険者の 4 割が知っている、約 2 割が提供したことがあるとの回答でした。未提供の理由としては、船舶所有者では、「個人情報を提供することに不安があるから」、「船員の同意が得られないから」という回答が多く、被保険者では、「面倒だから」、「提供方法がわからないから」という回答が多くありました。

特定保健指導を無料で受けられることの認知度について聞いたところ、知っているとの回答は、船舶所有者で 7 割を超えている一方で、被保険者、被扶養者では 5 割未満でした。

出前健康講座の認知度について船舶所有者に聞いたところ、知っているとの回答は、3 割、申し込み希望のテーマについては、「メタボの予防・改善」、「食生活の改善」、「船内でできる運動」が上位 3 つでした。

船員の健康保持・増進のための生活習慣上の課題について聞いたところ、船舶所有者では「食生活（栄養の偏り、大食）」、「運動不足」、「喫煙」、被保険者では「勤務時間が不規則」、「食事の苦勞が多い（野菜不足、食べ過ぎ等）」、「ストレスが多い」が上位 3 つとなっています。また、船員保険部からの必要な支援について聞いたところ、船舶所有者では、「健康づくりのパンフレット、教材等の提供」、被保険者と被扶養者では、「ジムなど運動できる場の紹介、あっせん」が最も多くなっています。船舶所有者、被保険者、被扶養者いずれも「船内での食事、栄養管理に関する支援」、「健康診断や保健指導の実施機関の拡充」が上位を占めていました。

これらの調査結果からは、改めて、健診機関の拡充、健診内容の充実、巡回健診の充実といった課題が明らかとなるとともに、制度のさらなる周知の必要性も明らかとなりました。また、船員の健康づくりを図るうえでの課題についても、従来から指摘されている回答となっています。

これらの課題の解決に向け、2 年度における施策を実施していくとともに、第 2 期船員保険データヘルス計画の後期計画（2021 年～2023 年）に必要な施策を反映していきます。

(2) 情報提供・広報の充実

加入者の方や船舶所有者の視点に立ったわかりやすく時宜を得た情報提供・広報を意識し、また、過去のアンケート結果において、加入者の方や船舶所有者は、関係団体の機関誌やチラシ等の紙媒体による情報提供・広報を多くご覧になられていたことも踏まえ、紙媒体による広報の強化を図りました。特に、疾病任意継続被保険者の保険証発行にあたって、退職日が確認できる書類を添付していただくことで早期に保険証が発行できることや、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの募集案内について、重点的に周知、広報を行いました。

また、元年度は、初めての試みとして、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

i) 「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口設置していただきました。



《配布内訳》

協会けんぽ支部	約 2,100 部	労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 3,100 部	地方運輸局等	約 8,600 部
合計	約 19,300 部		

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。



【元年度実績】

発送月	内容
4月	はり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術療養費の支払いについて、メールマガジンの登録案内
5月	下船後の療養補償について、特別支給金・独自給付
6月	出前健康講座、保養事業案内
7月	傷病手当金申請時のポイント、オーダーメイド情報提供通知発送案内
8月	ジェネリック軽減額通知送付案内、特定保健指導の利用案内
9月	保養事業案内、医療機関の上手なかかり方、疾病任意継続の加入について
10月	限度額適用認定証の利用促進、被扶養者資格再確認業務の周知
11月	疾病任意継続の加入について、健診未受診者勧奨
12月	休業手当金、下船後の療養補償について、健康づくりアンケートへの協力依頼
1月	医療費通知送付案内、健康づくりアンケートへの協力依頼
2月	2年度保険料率改定案内
3月	2年度健診の案内、メールマガジンの登録案内

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封しました。

【船員保険のしおり（元年12月版）＜抜粋＞】

《配付枚数》 約 44,000 枚



iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者の方や船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、元年度も8月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。



《配布内訳》

被保険者 約 57,900 部 、 船舶所有者 約 4,300 部
合計 約 62,200 部

v) 関係団体への広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、9つの機関誌に延べ62件掲載していただいたほか、日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診無料化」「保養事業の推進」「出前健康講座」についての広報を掲載しました。

また、加入者や船舶所有者等の認知度を把握する取組として、日本海事新聞電子版に「健診無料化」と「保養事業の推進」の広告バナーを掲載したところ、一定程度の効果*が確認できました。

※広告バナー掲載期間におけるクリック率は約2.0%（日本海事新聞社の電子版における同サイズの広告バナー掲載時の平均的なクリック率は約1.4%）

《掲載いただいた関係団体》※50音順

- 一般財団法人船員保険会
- 一般社団法人日本水産会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本旅客船協会
- 公益財団法人日本海事広報協会
- 国土交通省海事局
- 船員災害防止協会
- 全日本海員組合
- 日本内航海運組合総連合会

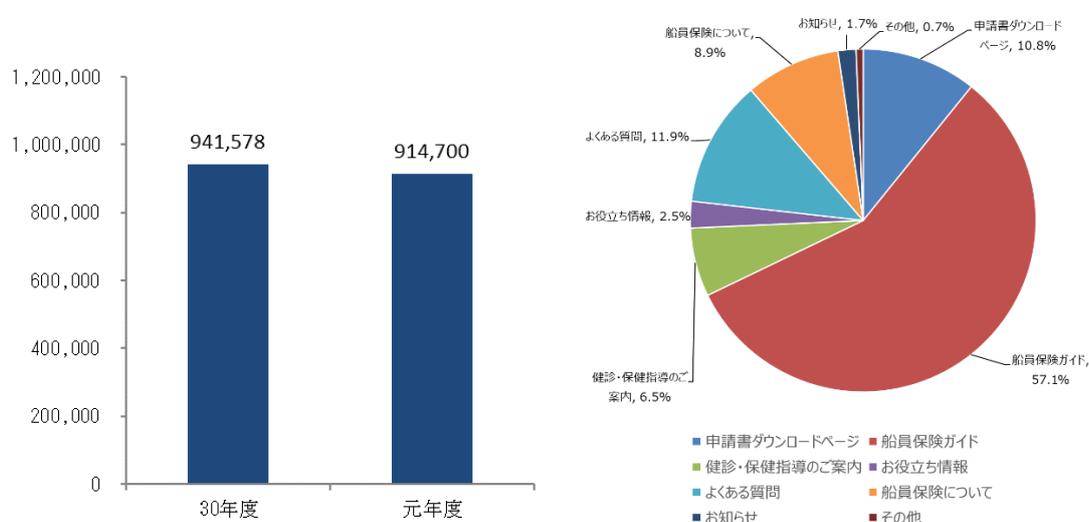
vi) ホームページやメールマガジンでの広報

ホームページの元年度の総アクセス件数は914,700件（月平均で約76,200件）でした。船員保険制度の内容や利用方法を説明した「船員保険ガイド」が全体の約57%を占め、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が最多でした。

平成30年度と比較すると、総アクセス数は26,878件減少していますが、「船員保険ガイド」に対するアクセス数が減少したことが主な要因です。

2年度にホームページのリニューアルを予定しており、サイト内のデザインの見直しを行うとともに、全ページをスマートフォン対応ページにするなどアクセス数の増加につなげていきます。

【(図表 4-28) 船員保険ホームページのアクセス件数（全体）】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者の方や船舶所有者を中心とした会員の皆様に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、2月には臨時号として「令和2年度の保険料率」に関するお知らせを行いました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載するなどした結果、元年度中に95人（平成31年3月末から約14.4%増）の新規登録があり、会員数は2年3月末現在で757人となりました。

vii) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。問い合わせの多い傷病手当てや下船後の療養補償等について、申請の際のポイントやご注意いただきたい点を中心に説明を行いました。

また、事務説明の他にも船舶所有者と協働した船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆるコラボヘルスについて説明を行いました。

説明会終了後のアンケートでは、「今後も継続して開催をお願いしたい」、「具体的なケースの説明があってわかりやすかった」等の意見が多かったことから、次年度も引き続き実施

することとしています。また、「専門用語が多く理解しにくい」などの意見もあり、今後開催する際の参考としていきます。

【(図表 4-29) 事務説明会の開催状況】

エリア	開催場所	日時	参加人数
愛媛県	愛媛県 今治市	令和元年 8 月 1 日	40 人
兵庫県	兵庫県 神戸市	令和元年 9 月 4 日	35 人
長崎県	長崎県 長崎市	令和元年 9 月 11 日	30 人
東京都、神奈川県、埼玉県	東京都 品川区	令和 2 年 2 月 4 日	71 人
広島県、山口県	広島県 広島市	令和 2 年 2 月 14 日	33 人

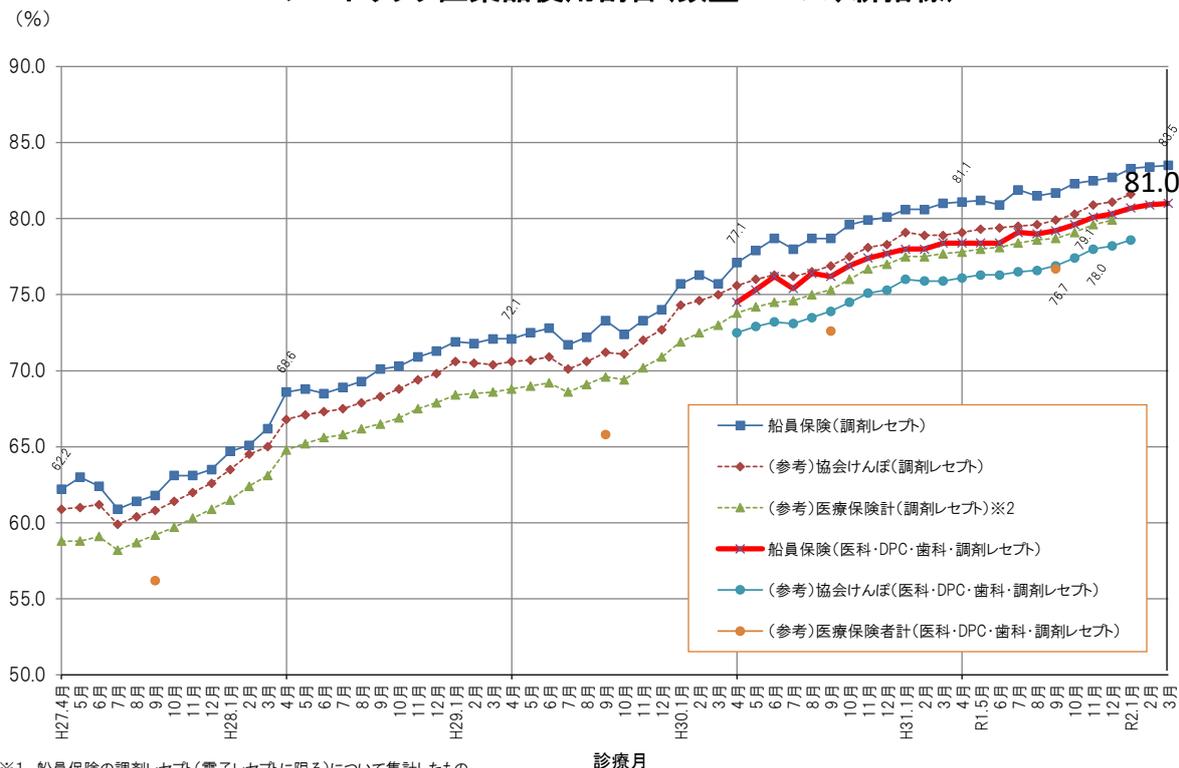
(3) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の皆様の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

2 年 3 月診療分の船員保険のジェネリック医薬品の使用割合は 81.0%となり、元年度の K P I 78.7%を 2.3 ポイント上回るとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」における目標を達成することができました。

【(図表 4-30) ジェネリック医薬品使用割合】

ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース、新指標)



※1. 船員保険の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの。

※2. 「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※3. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べ。

※4. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

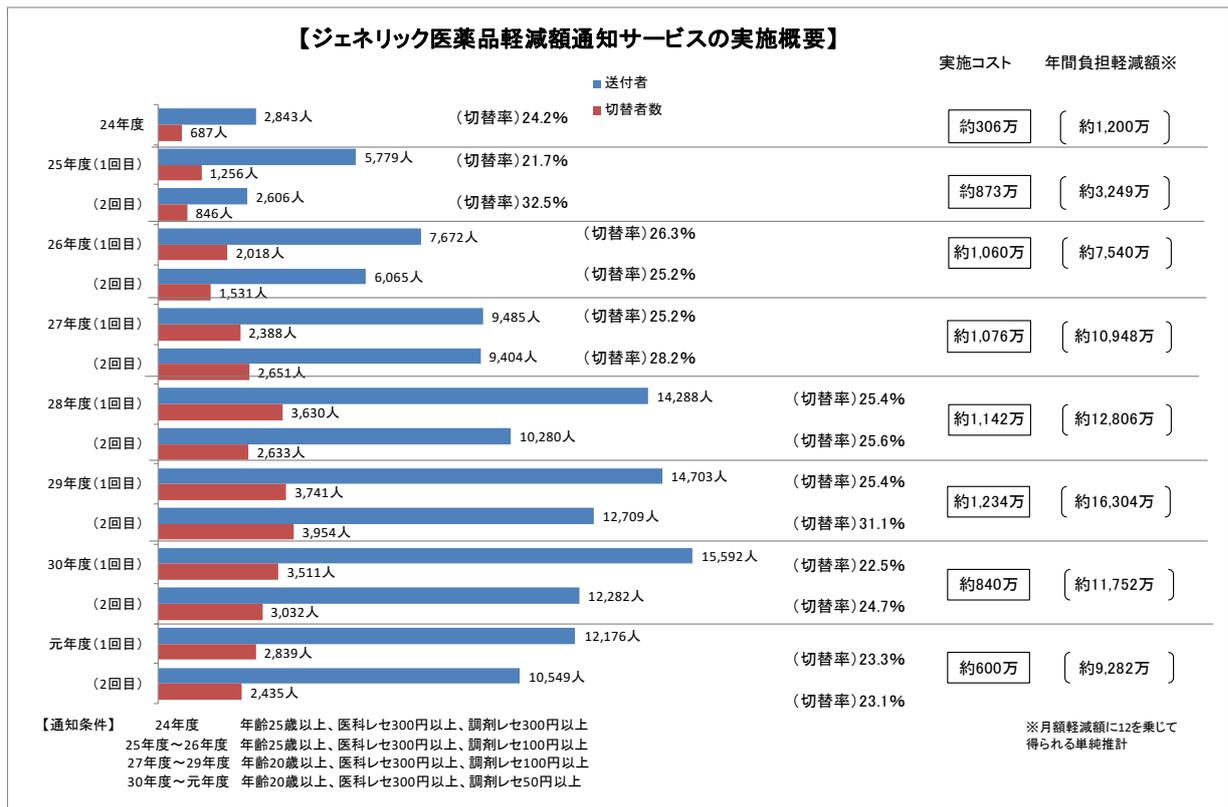
i) ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額をお知らせする取組を実施しています。

元年度の通知条件は、医科レセプト 300 円以上、調剤レセプト 50 円以上とし、1 回目のお知らせとして元年 8 月に 12,176 人、2 回目のお知らせとして 2 年 3 月に 10,549 人にそれぞれ送付しました。

元年 9 月時点では 1 回目通知を送付した方のうち 23.3%に当たる 2,839 人の方が、また、2 年 4 月時点では 2 回目通知を送付した方のうち、23.1%に当たる 2,435 人の方がジェネリック医薬品に切り替えているという分析結果を踏まえ、これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると、年間約 93 百万円の財政効果が得られたこととなります。

【(図表 4-31) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



ii) シールの作成・配布

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約 73,000 枚を配布するなどの取組を行いました。

また、船員保険の活動内容を広く発信する取組の一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールを配布しました。

3. 組織・運営体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図りました。

元年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。

(2) OJT を中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成（OJT）を中心とし、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

本部においては、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修及びテーマに応じた幅広い知識を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、新たな人材育成の仕組みの導入に向け、検討を進めました。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

費用対効果を踏まえたコスト削減のための取組としては、引き続き、調達（入札）や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を実施しました。

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は、「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」など、契約の性質などから競争を許さない場合等に限定し、調達審査委員会に付しています。

また、消耗品について、本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コピー用紙、トナー等についてはスケールメリットによるコストの削減を図ったほか、事務用品等については、スケールメリットによるコスト削減に加え、発注システムを活用し、随時発注による在庫量の適正化も併せて図りました。

このほか、コピー用紙の削減にも取り組み、対前年度比で8.5%の削減をすることができました。

(4) コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、12月に開催した本部コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する取組等について審議しました。

また、コンプライアンスの重要性について、職員の理解・浸透を促進するために、元年度も引き続き、コンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を実施しました。

さらに、従前からの取組の継続実施に加え、課題や職場風土の現状を把握し、より実効性のある推進活動を行う観点から、6月に全職員を対象とした、コンプライアンスに関する自己点検及び職場環境（職場風土）アンケートを実施し、今後のコンプライアンス推進に向けた取組に関する検討に活用できるよう、アンケート結果のフィードバックを実施しました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図りました。

(5) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

i) 大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、加入者及び事業主等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的として、平成29年4月に「事業継続計画（BCP）」を策定しました。加えて、事業継続計画に定めた非常時の優先業務を継続するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、平成30年5月に「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」を定めました。

元年度は、大規模災害等を想定したシステム対策の一環として、2年1月に行った協会システム基盤及び機器等の更改に合わせて、システム上の災害対策環境についてもリニューアルを行い、稼働検証を実施しました。また、船員保険システムにおいては、新規に災害対策環境を構築し、元年12月にリリースを行いました。

このほか、東日本各地に大きな被害をもたらした「令和元年東日本台風（台風19号）」の襲来に当たっては、被災により協会本部の機能が停止した場合を想定し、災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」に基づき、本部と本部機能代替支部との連携内容を確認するなど、万全に対応できるよう準備を整えました。

さらに、2年2月頃から国内感染が顕在化してきた新型コロナウイルス感染症（covid-19）に対しては、加入者や協会職員の新型コロナウイルスへの感染を防止する観点から、協会職員の関係機関等への訪問活動を中止する、集団健診や特定保健指導などを一部中止するなどの対応を行いました。新型コロナウイルス感染症への対応は、2年度においても継続して行っており、国や関係機関とも連携しながら、感染拡大防止に努めてまいります。

ii) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティに関しては、「平成 31 年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

①自己点検

情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、元年 7 月に自己点検を実施し、前年度より遵守率が向上していることを確認しました。その後、自己点検結果の分析から課題を洗い出した行動計画を具体化し、計画を実践させることで情報セキュリティ対策の実効性を高めました。

②研修・訓練

元年 10 月に情報セキュリティ研修をオンラインで実施し、理解度の低い職員に対する個別指導を行うことで協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、元年 11 月に CSIRT[※]における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」、「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携し、インシデント対応訓練（マルウェア感染により、協会外部に不審メールを送信され、外部の方から通報があった場合を想定）を実施し、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか検証するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を 2 年 2 月に実施し、不審メールを受信した際の初動対応や報告先について確認しました。また、ホームページを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するため、ペネトレーションテストを実施し、脆弱性がないことを確認しました。

※CSIRT とは Computer Security Incident Response Team の略。情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として平成 28 年 9 月に本部内に設置しています。

iii) 個人情報保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施するとともに、定期的又は随時に個人情報保護管理委員会を開催し、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

(6) 内部統制の強化に向けた取組

適正かつ効率的な業務運営を行うこと及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制強化のための検討に着手しました。

検討に際しては、平成 30 年度に実施した内部統制の検証結果等を活用し、内部統制を強化するために必要な取組を検討し、整備行程の作成を進めました。

(7) システム関連の取組

協会業務が停止することがないように、協会システムの安定稼働を第一としつつ、オンライン資格確認等の制度改正や業務効率化に向けた取り組みに対し、適切にシステム対応を実施しました。

i) 制度改正等に係るシステム開発

協会業務を円滑に進めるため、制度改正等に合わせて、協会システムの開発及び改修を実施しています。元年度は、オンライン資格確認にかかるシステム開発・改修を進めました。3年3月の同サービスの開始に向けて、2年度も引き続きこの対応を行います。その他、国の第3期特定健康診査等実施計画に沿った特定健診・保健指導の運用見直しや、元号、消費税率の変更及び診療報酬改定に対応したシステム改修を実施し、制度改正等のスケジュールに合わせてシステムリリースするとともに、システム障害等を発生させることなく協会システムの安定稼働を維持しました。

また、平成27年6月に導入した端末やプリンター等について、導入から5年目を迎え、保守サポートの終了やソフトウェアのバージョンアップが必要となるため、機器の更改作業をスケジュール化し、2年1月にシステム障害を発生させることなく完了しました。

さらに、新技術の動向を踏まえ、本部においてRPA（Robotic Process Automation）を導入したところであり、2年度に向けて一層の推進を図ることとしています。

4. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	結果	達成状況	
効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.35%	0.30%	未達成
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.87%	0.81%	達成
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①89.0% ②56.95% ③0.071%	①89.1% ②64.00% ③0.084%	①達成 ②達成 ③未達成
サービス向上のための取組	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする	①100% ②100%	①100% ②100%	①達成 ②達成
高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	80%	80.3%	達成
被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	94.1%	91.4%	未達成

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を42%以上とする	①42%	①43.4%	①達成
	② 船員手帳健康証明書データ取得率を29%以上とする	②29%	②25.5%	②未達成
	③ 被扶養者の特定健診受診率を23%以上とする	③23%	③25.1%	③達成
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を20%以上とする	①20%	①8.3%	①未達成
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を14%以上とする	②14%	②17.7%	②達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を78.7%以上とする ※ 医科・DPC・調剤・歯科における使用割合	78.7%	81.0%	達成

第5章 その他

(1) 東日本大震災への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、元年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を元年度も継続実施しました。

【船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
令和2年3月31日現在	17枚(9世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を元年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付について

厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより必要となった船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等に係る追加給付については、お問合せに対応するため、平成31年1月11日にコールセンターを設置し対応を開始しました。(2年5月末までの問い合わせ件数2,139件)

障害年金、遺族年金を受給中の方のうち追加給付の対象となった6,609人の方に、平成31年4月15日に不足分の支払いを行いました。内訳は、障害年金として約63百万円(1,013人)、遺族年金として約280百万円(5,596人)となっています。

また、過去に障害年金や遺族年金等を受給されていた方については、請求者の住所等が判明した方から順次お知らせをお送りし、提出があった方に支払いを行いました。

元年度の支払内訳は、障害年金として約81百万円(1,655名)、遺族年金として約317百万円(8,381名)となっています。お知らせをお送りしても提出のない38人には、2年3月に再度ご案内をお送りしました。

障害手当金や傷病手当金等の給付を受けていた方についても、請求者の住所等が判明した方から順次お知らせをお送りし、提出があった方196人の方に支払いを行いました。その内

訳は、障害手当金として約 69 万円（16 人）、遺族一時金等として約 207 万円（21 人）、職務上傷病手当金として約 928 万円（108 人）、葬祭料として約 45 万円（51 人）となっています。

請求者の住所等が不明な方には、住民票等の公用請求を行い、新たに判明した住所に送付するなどの取組を行っています。

元年度の財務諸表等

令和元年度

決算報告書

【船員保険勘定】

第12期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月 31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,742	36,629	△113	標準報酬月額が見込みを下回ったことによる保険料収入の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,093	1,048	△45	
国庫補助金	2,826	2,854	28	注1①
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,800	5,800	-	
貸付返済金収入	0	0	0	
運用収入	0	1	0	
雑収入	150	139	△12	
累積収支からの戻入	1,628	1,620	△9	
計	48,403	48,254	△149	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,608	26,637	29	注1②、注2、注3
拠出金等	9,930	9,947	16	
前期高齢者納付金	2,868	2,865	△3	
後期高齢者支援金	7,058	7,081	23	
退職者給付拠出金	5	1	△4	
病床転換支援金	0	0	0	
介護納付金	3,042	3,179	137	第2号被保険者の総報酬の見込み額が増加したことによる増
業務経費	3,117	2,689	△428	
保険給付等業務経費	166	162	△4	
レセプト業務経費	23	10	△13	
保健事業経費	908	735	△173	受診者1人当たりの健診費用が見込みを下回ったこと等による減
福祉事業経費	1,970	1,761	△209	特別支給金等が見込みを下回ったことによる減 注4
その他業務経費	51	22	△29	
一般管理費	1,478	1,090	△388	
人件費	443	367	△76	職員給与の減 注5
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	1,033	722	△311	システム開発費が予算を下回ったことによる減
貸付金	0	0	0	
雑支出	49	48	△0	注1③
予備費	150	-	△150	
累積収支への繰入	4,029	-	△4,029	
計	48,403	43,590	△4,813	
収支差	0	4,664	4,664	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和元年度災害臨時特例補助金、令和元年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(0.9百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、平成30年度災害臨時特例補助金返還金、平成30年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 平成30年7月豪雨について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。

(注3) 令和元年台風19号について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(0.3百万円)を含めて計上している。

(注4) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,552百万円、決算額:1,457百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注5) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注6) 収支差4,664百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注7) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和元年度
財務諸表
【船員保険勘定】

第12期

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

貸借対照表

令和2年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金	額
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	54,712,451,207	
未収入金	2,849,657,682	
前払費用	151,090	
その他	6,552	
貸倒引当金	△ 114,852,046	
流動資産合計		57,447,414,485
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	6,428,689	
工具備品	2,535,757	
有形固定資産合計	8,964,446	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	259,152,384	
ソフトウェア仮勘定	34,461,680	
無形固定資産合計	293,614,064	
固定資産合計		302,578,510
資産合計		57,749,992,995

(単位：円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,325,861,286	
未払費用	8,396,922	
預り補助金	25,000	
預り金	2,939	
前受収益	101,841,967	
賞与引当金	30,250,758	
役員賞与引当金	1,668,762	
流動負債合計		3,468,047,634
II 固定負債		
退職給付引当金	539,167,535	
役員退職手当引当金	440,405	
固定負債合計		539,607,940
負債合計		4,007,655,574
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	50,148,433,923	
準備金合計		50,148,433,923
III 利益剰余金		
当期末処分利益	3,128,778,908	
(うち当期純利益)	(3,128,778,908)	
利益剰余金合計		3,128,778,908
純資産合計		53,742,337,421
負債・純資産合計		57,749,992,995

損益計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			26,705,294,663
抛出金等			
前期高齢者納付金	2,865,462,694		
後期高齢者支援金	7,080,542,619		
退職者給付抛出金	675,689		
病床転換支援金	39,315		9,946,720,317
介護納付金			3,178,910,030
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	272,780,090		
福利厚生費	305,044		
委託費	62,327,070		
郵送費	21,110,814		
減価償却費	41,822,921		
その他	41,812,633	440,158,572	
レセプト業務経費			
人件費	24,225,306		
福利厚生費	24,082		
委託費	7,443,727		
郵送費	1,657,470		
減価償却費	3,954,822		
その他	534,031	37,839,438	
保健事業経費			
健診費用	476,480,240		
委託費	244,024,952		
郵送費	10,220,556		
その他	4,293,975	735,019,723	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,466,020,865		
委託費	198,978,212		
郵送費	4,034,198		
減価償却費	1,545,581		
その他	8,049,591	1,678,628,447	
その他業務経費		21,892,670	2,913,538,850
一般管理費			
人件費		118,517,658	
福利厚生費		90,390	
一般事務経費			
委託費	278,331,032		
地代家賃	86,482,450		
システム関連費	135,352		
その他	222,454,892	587,403,726	
減価償却費		6,456,620	
貸倒引当金繰入額		13,431,150	
その他		159,389	726,058,933

(単位：円)

科 目	金 額		
事業費用合計			43,470,522,793
経常費用合計			43,470,522,793
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		36,629,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,009,820,363	
職務上年金給付費等交付金収益		5,800,097,000	
国庫補助金収益		2,853,814,200	
国庫負担金収益		163,247,000	
診療報酬返還金収入		76,547	
返納金収入		62,681,320	
損害賠償金収入		34,312,006	
拠出金返還金収入		45,662,483	
その他		1,500	
事業収益合計			46,598,712,419
事業外収益			
財務収益			
受取利息	511,224	511,224	
雑益		85,074	
事業外収益合計			596,298
経常収益合計			46,599,308,717
経常利益			3,128,785,924
特別損失			
固定資産除却損		1	1
税引前当期純利益			3,128,785,923
法人税、住民税及び事業税			7,015
当期純利益			3,128,778,908

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,937,721,175
拠出金等支出	△ 9,908,673,834
介護納付金支出	△ 3,171,798,030
国庫補助金返還金支出	△ 418,000
被保険者貸付金支出	△ 405,200
人件費支出	△ 387,938,284
その他の業務支出	△ 3,025,817,074
保険料等交付金収入	36,615,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,056,325,990
国庫補助金収入	8,654,055,200
国庫負担金収入	163,247,000
被保険者貸付返済金収入	405,200
その他の業務収入	100,079,300
小計	3,156,341,093
利息の受取額	511,224
法人税等の支払額	△ 7,303
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,156,845,014
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 121,971,340
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,971,340
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	3,034,873,674
V 資金期首残高	51,677,577,533
VI 資金期末残高	54,712,451,207

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

科 目	金 額
I 当期末処分利益	3,128,778,908
当期純利益	3,128,778,908
II 利益処分類	3,128,778,908
船員保険法第124条の準備金繰入額	3,128,778,908
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 53,277,212,831円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 21,248,510円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	54,712,451,207円
資金期末残高	54,712,451,207円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	54,712,451,207	54,712,451,207	—
(2) 未収入金	2,849,657,682		
貸倒引当金	△114,852,046		
	2,734,805,636	2,734,805,636	—
資産計	57,447,256,843	57,447,256,843	—
(1) 未払金	3,325,861,286	3,325,861,286	—
負債計	3,325,861,286	3,325,861,286	—

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	525,638,946 円
勤務費用	30,925,647 円
利息費用	577,549 円
数理計算上の差異の発生額	△41,043,786 円
退職給付の支払額	△4,403,900 円
退職給付債務の期末残高	511,694,456 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	511,694,456 円
未積立退職給付債務	511,694,456 円
未認識数理計算上の差異	27,473,079 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	539,167,535 円
退職給付引当金	539,167,535 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	539,167,535 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	30,925,647 円
利息費用	577,549 円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,868,835 円
確定給付制度に係る退職給付費用	29,634,361 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

1. 東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 31 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 9 日厚生労働省発保 0409 第 6 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び平成 31 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 25 日厚生労働省発保 0425 第 4 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況 (*1)	残額 (*2)
医療保険事業	871,000	848,000	23,000
特定健診事業	2,000	—	2,000
合計	873,000	848,000	25,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 418,000 円を返還しております。

2. 毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの影響について

平成 31 年 1 月 11 日に厚生労働省が公表した、同省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いに関し、同 31 年 4 月 10 日付で改正された関係政省令に基づき、障害年金や遺族年金等の追加給付を行いました。

令和元年度中の支払金額は、約 410 百万円、支払に要した事務経費は、約 69 百万円でした。

なお、これらの費用について、令和元年度、約 462 百万円を国から補填を受けています。残る約 17 百万円については、令和 3 年度、国から補填を受ける予定となっています。

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘要
建物	19,068,093	-	-	19,068,093	12,639,404	1,284,507	6,428,689	
有形固定資産	11,244,818	661,449	761,404	11,144,863	8,609,106	1,363,889	2,535,757	
計	30,312,911	661,449	761,404	30,212,956	21,248,510	2,648,396	8,964,446	
ソフトウェア	852,086,340	192,506,520	-	1,044,592,860	785,440,476	51,131,548	259,152,384	注1
無形固定資産	-	34,461,680	-	34,461,680	-	-	34,461,680	注2
計	852,086,340	226,968,200	-	1,079,054,540	785,440,476	51,131,548	293,614,064	

(注1) 当期増加額は、船員保険システム基盤中期更改AP対応(96,522,415円)等であります。

(注2) 当期増加額は、船員保険システムオンライン資格確認改修作業によるもの(34,461,680円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	101,420,896	114,852,046	-	101,420,896	114,852,046	注1
賞与引当金	28,764,934	30,250,758	28,764,934	-	30,250,758	
役員賞与引当金	1,564,717	1,668,762	1,564,717	-	1,668,762	
退職給付引当金	513,937,074	29,634,361	4,403,900	-	539,167,535	
役員退職手当引当金	348,507	91,898	-	-	440,405	
計	646,036,128	176,497,825	34,733,551	101,420,896	686,379,506	

(注1) 当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	46,652,811,876	3,495,622,047	-	50,148,433,923	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	3,495,622,047	3,128,778,908	3,495,622,047	3,128,778,908	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	8,141,000	-	8,141,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	4,752,000	-	4,752,000	
災害臨時特例補助金(医療保険)	871,000	-	871,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	25,191,200	-	25,191,200	
介護保険事業費補助金	38,017,000	-	38,017,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	3,017,205,200	-	3,017,205,200	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(46,968)	(-)	(-)	(-)
	17,870,737	1	-	-
職員	(20,533,743)	(10)	(-)	(-)
	297,000,510	44	4,403,900	2
計	(20,580,711)	(10)	(-)	(-)
	314,871,247	45	4,403,900	2

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員

給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

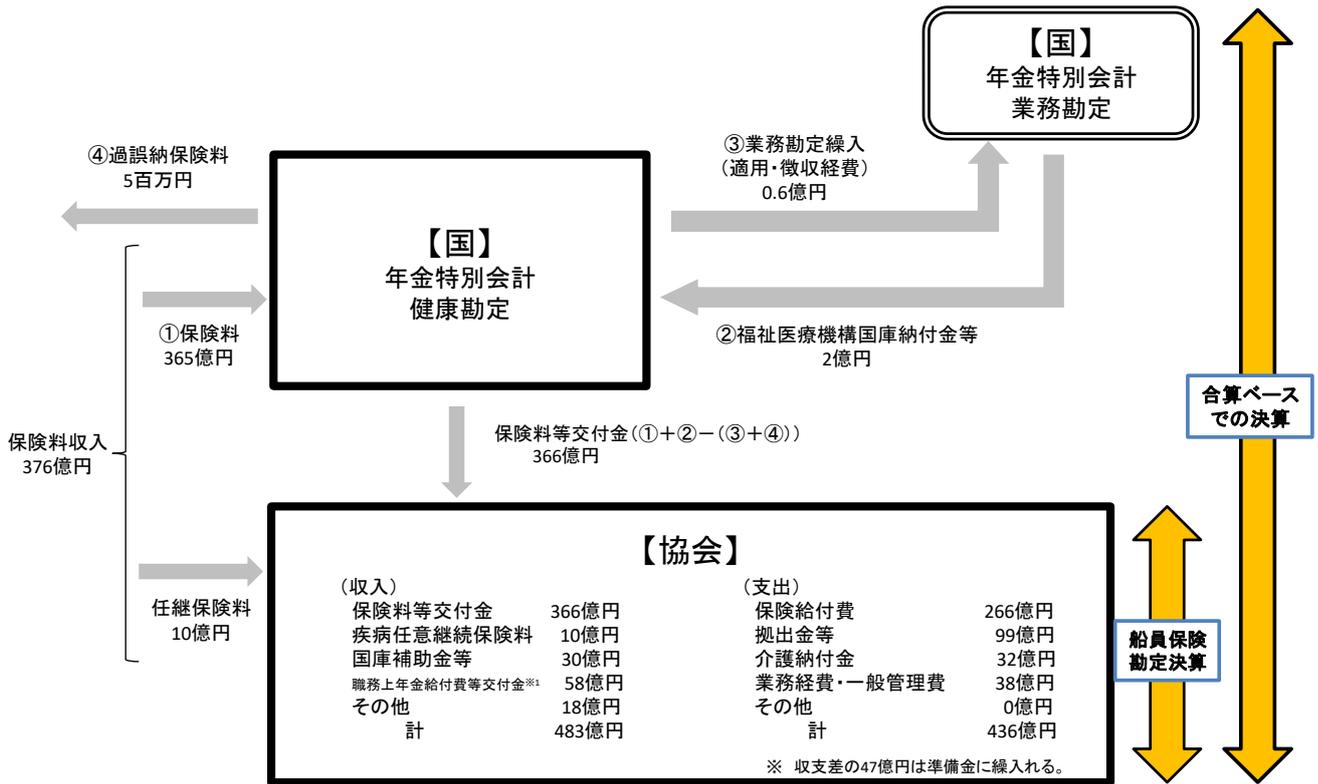
(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

參考資料

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係



※1 職務上年金給付費等交付金については、労働保険特別会計(国)より交付される。

船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート

調査結果概要版

令和2年3月

調査の概要

船員保険部では、加入者の皆さまに、将来にわたって健康に暮らしていただくため、健診事業等の実施を通じて、健康づくりの支援に力を入れています。

本調査は今後、こうした取組みをより効果的に実施していくため、船舶所有者と加入者の皆さまのヘルスリテラシーやニーズを把握したいことから、実施したものです。

■調査方法

調査対象	①船舶所有者	4,361件
	②被保険者（15歳～74歳）	6,000件
	③被扶養者（40歳～74歳）	3,500件
	※②及び③は、船員保険の加入者の中から無作為に選ばせていただきました。	

た。

実施方法 郵送による調査票配布-郵送回収またはインターネットによる回答

実施期間 令和2年1月20日（月）～2月17日（月）

有効回答 ①2,298票（有効回答率52.7%）

②1,209票（有効回答率20.2%）

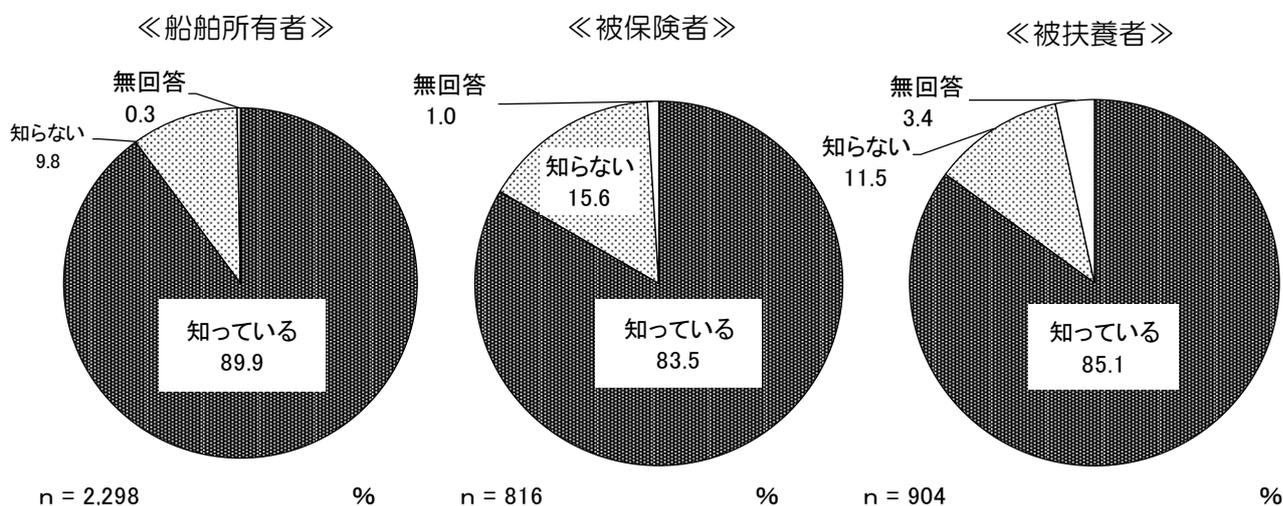
③1,100票（有効回答率31.4%）

調査の結果

「生活習慣病予防健診」について

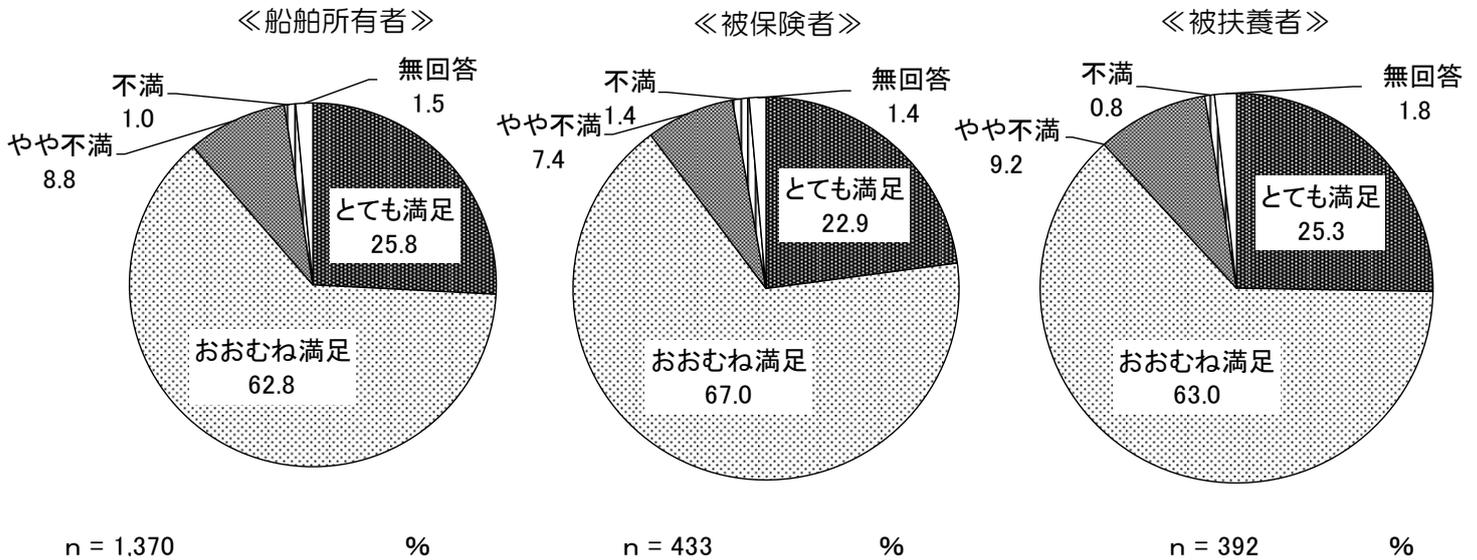
（1）船員保険が実施している「生活習慣病予防健診」が無料で受けられることの周知度

「知っている」は、《船舶所有者》89.9%、《被保険者》83.5%、《被扶養者》85.1%で、「生活習慣病予防健診」の周知状況はいずれも良好となっています。



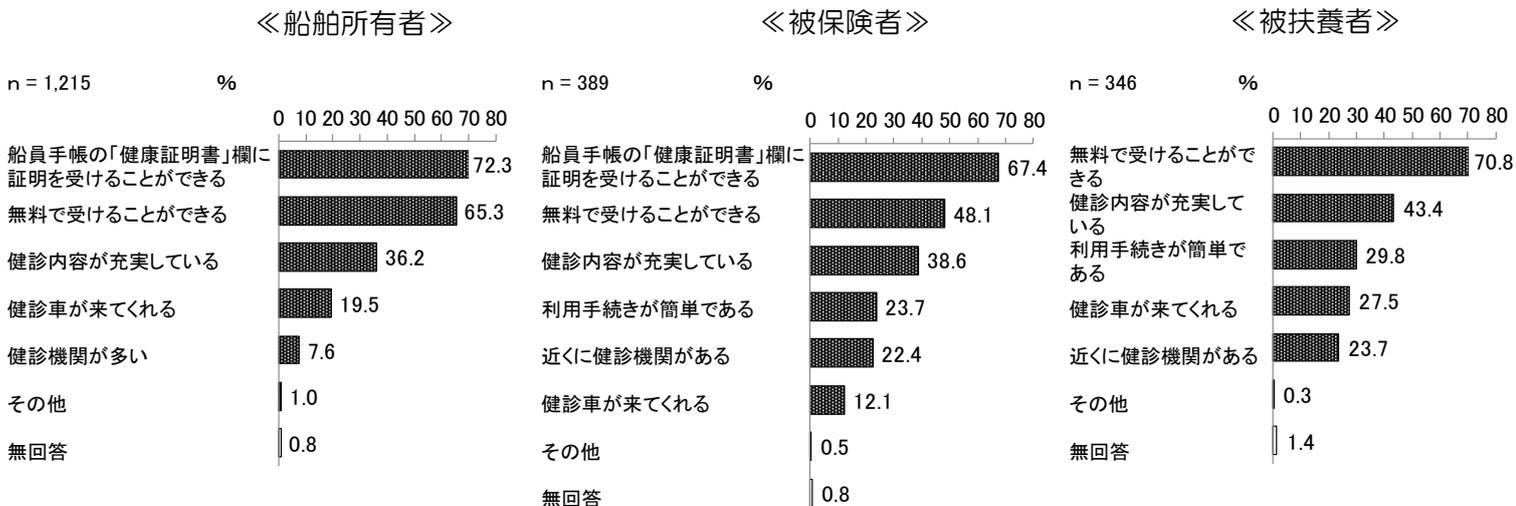
(2) 「生活習慣病予防健診」の満足度

「生活習慣病予防健診」受診者の健診に対する満足度は、《船舶所有者》88.6%（「とても満足」25.8%+「おおむね満足」62.8%）、《被保険者》89.9%（「とても満足」22.9%+「おおむね満足」67.0%）、《被扶養者》88.3%（「とても満足」25.3%+「おおむね満足」63.0%）、で、いずれも満足度は高くなっています。



(3) 「生活習慣病予防健診」に満足している理由

「船員手帳の「健康証明書」欄に証明を受けることができる」が《船舶所有者》72.3%、《被保険者》67.4%と最も高くなっています。《被扶養者》では、「無料で受けることができる」が70.8%と最も高くなっています。



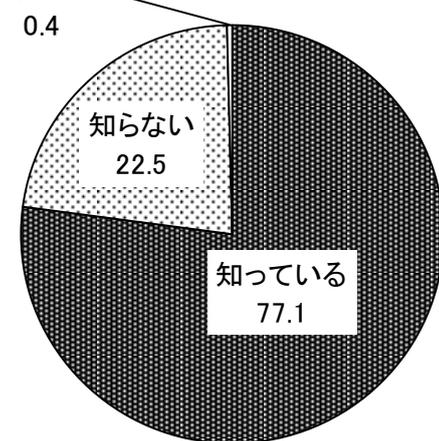
「特定健康診査」について

(1) 「特定健康診査」の周知度

周知度について、「知っている」は77.1%と高くなっています。受診状況について、「受診したことがある」は、48.6%と5割弱を占めています。

《被扶養者 受診状況》

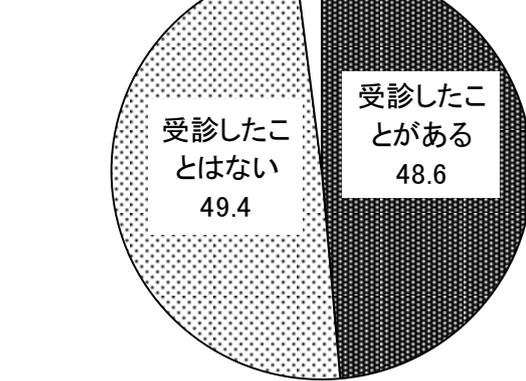
無回答 《被扶養者 周知度》



n = 1,100

%

無回答



n = 848

%

(2) 「特定健康診査」の未受診理由

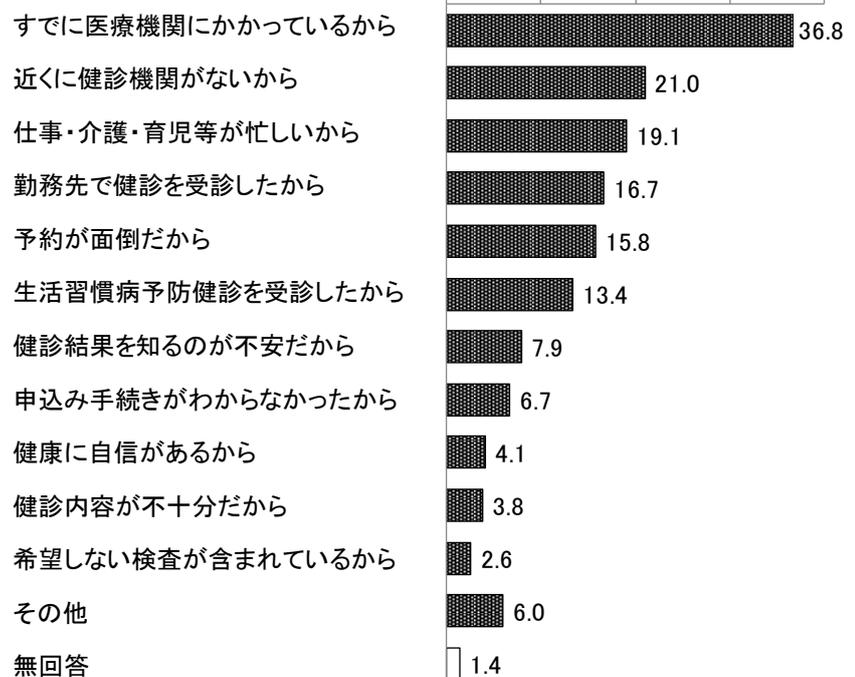
《被扶養者》の中で「すでに医療機関にかかっているから」が36.8%と最も高くなっています。

次いで、「近くに健診機関がないから」(21.0%)、「仕事・介護・育児等が忙しいから」(19.1%) となっています。

《被扶養者》

n = 419

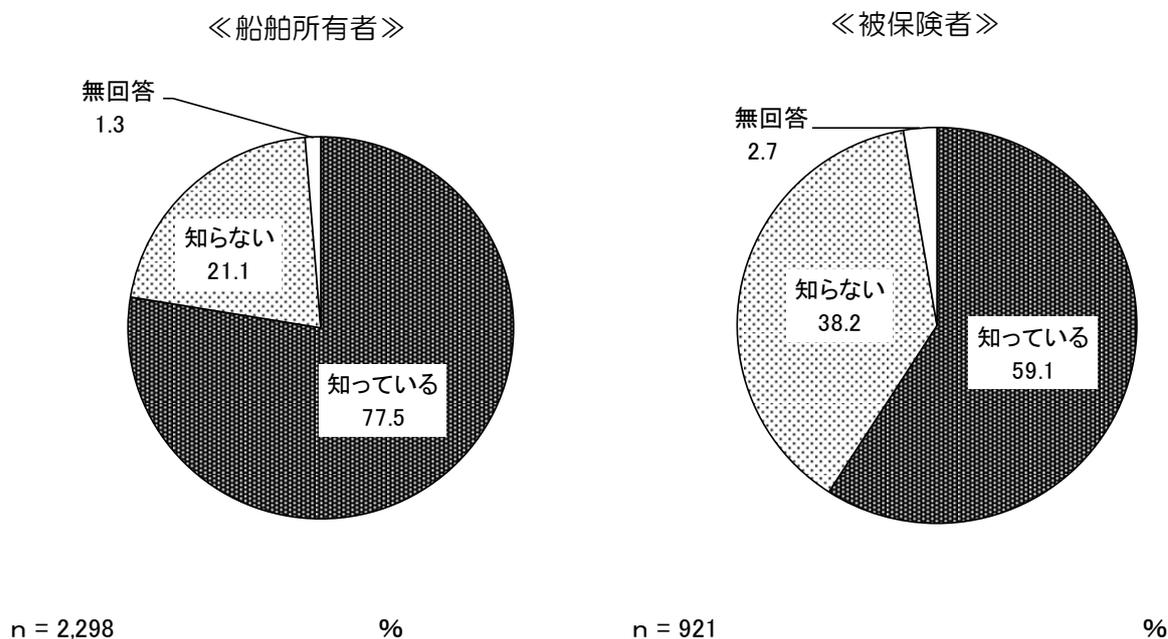
%



「健康証明書」欄の写しの提供について

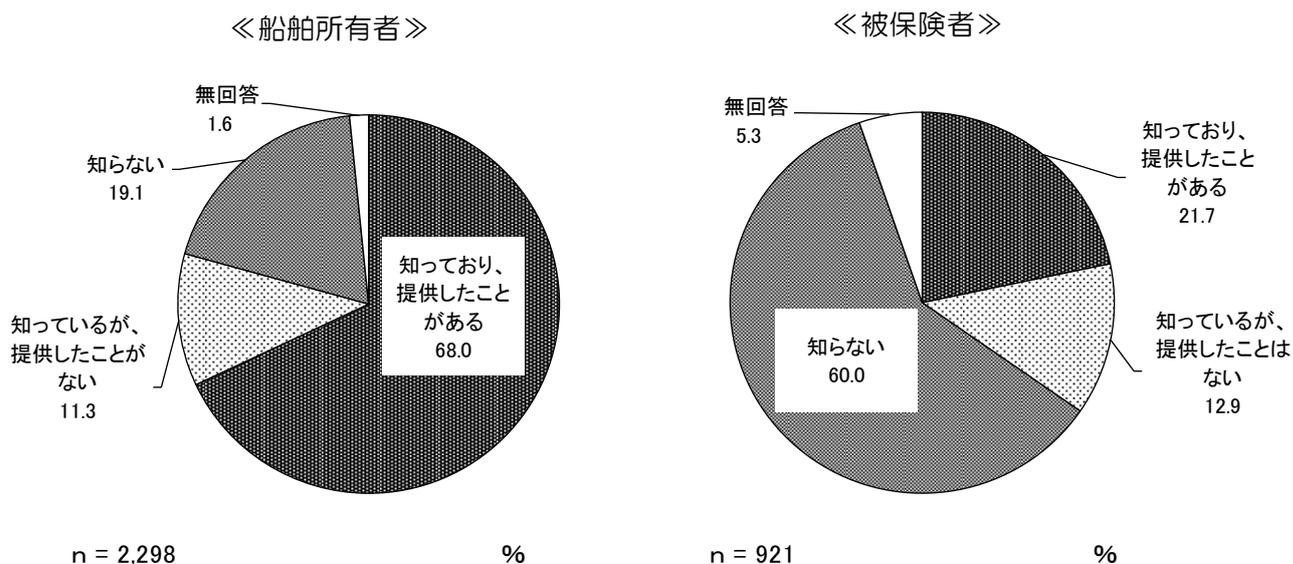
(1) 「生活習慣病予防健診」時に、健康証明が受けられることの周知度

「知っている」は、《船舶所有者》77.5%、《被保険者》59.1%で、《船舶所有者》が《被保険者》を10ポイント以上、上回っています。



(2) 「健康証明書」欄の提供依頼の周知度

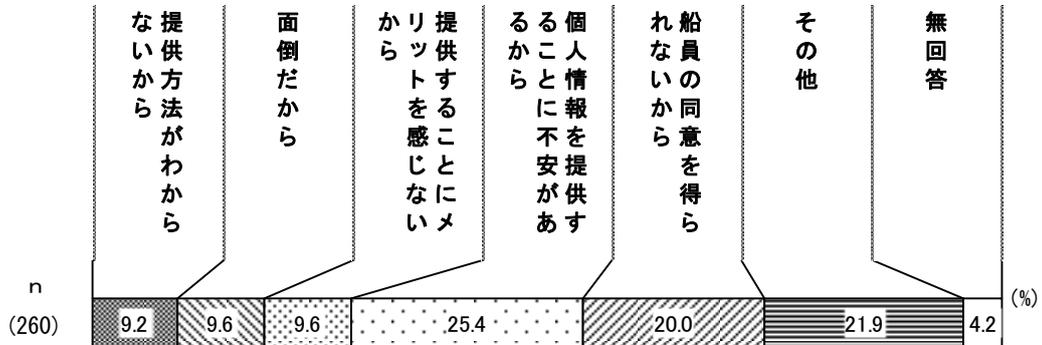
《船舶所有者》は、「知っており、提供したことがある」(68.0%)、「知っているが、提供したことがない」(11.3%)で提供実施率が6割、周知度は7割を超えているのに対し、《被保険者》は、「知らない」(60.0%)が過半数を占め、状況に差が見られます。



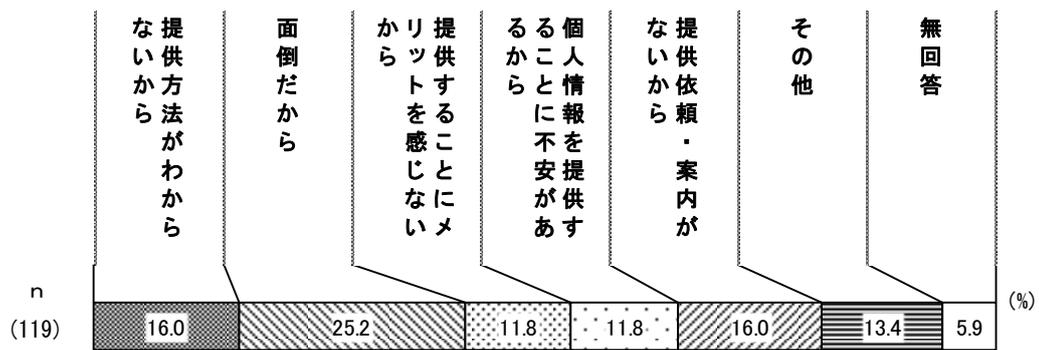
(3)「健康証明書」欄の提供が難しい理由

《船舶所有者》は、「個人情報を提供することに不安があるから」が25.4%で最も高いのに対し、《被保険者》は、「面倒だから」が25.2%で最も高くなっています。

《船舶所有者》



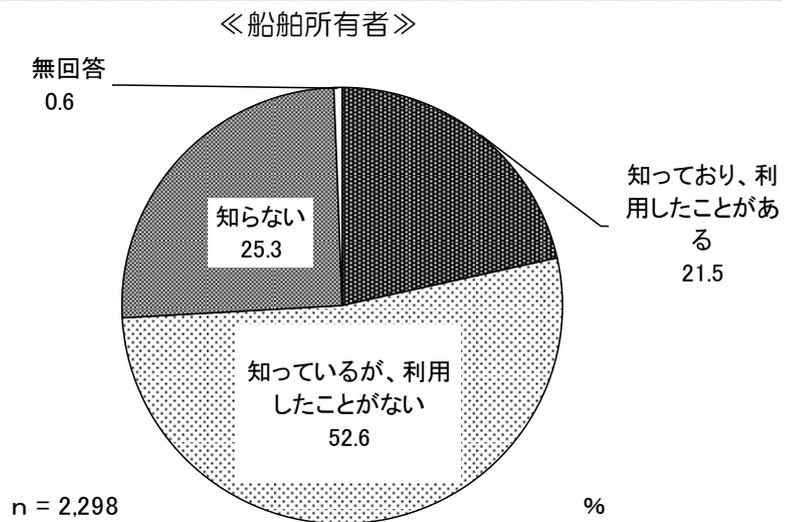
《被保険者》



「巡回健診」について

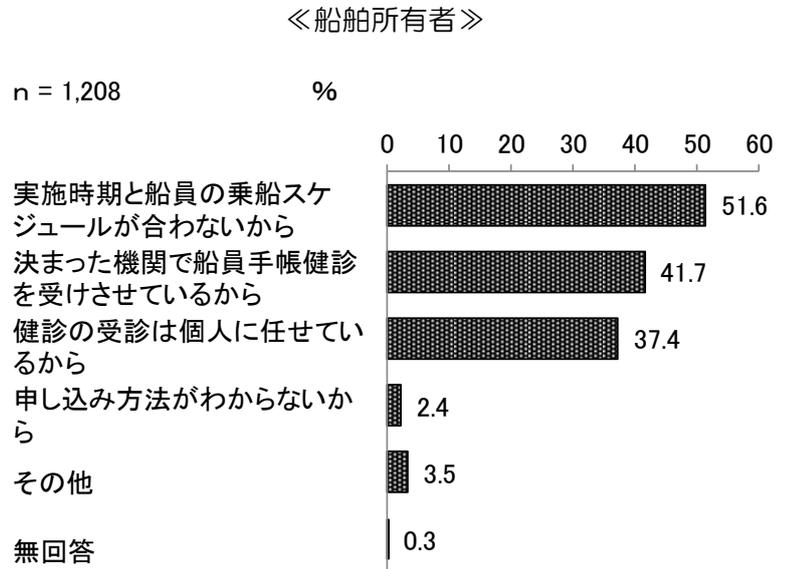
(1)「巡回健診」周知度及び利用状況

《船舶所有者》の中で、「知っており、利用したことある」(21.5%)、「知っているが、利用したことがない」(52.6%)で提供実施率が2割、周知度は7割を超えています。



(2) 「巡回健診」未利用の理由

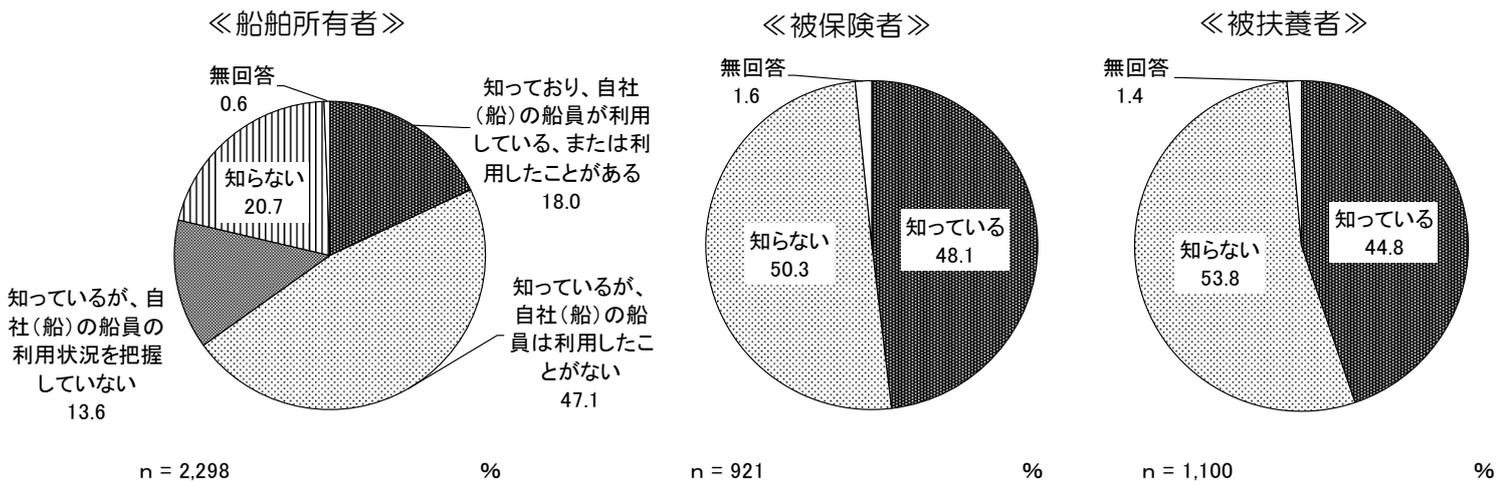
《船舶所有者》の中で、「実施時期と船員の乗船スケジュールが合わないから」が、51.6%と最も高く、「決まった機関で船員手帳健診を受けさせているから」(41.7%)が10ポイント程度の差で次いでいます。



「特定保健指導」について

(1) 「特定保健指導」が無料で受けられることの周知度

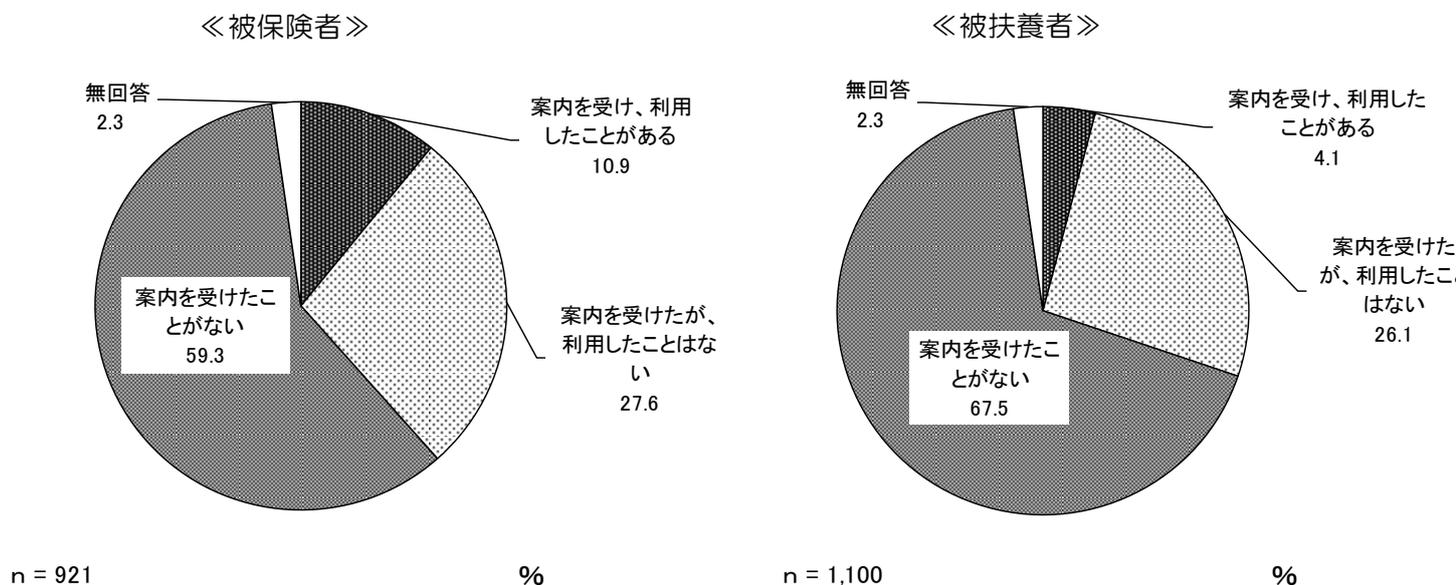
周知度について、《船舶所有者》は、78.7%（「知っており、自社（船）の船員が利用している、または利用したことがある」18.0%+「知っているが、自社（船）の船員は利用したことがない」47.1%+「知っているが、自社（船）の船員の利用状況を把握していない」13.6%）と7割を超えています。《被保険者》・《被扶養者》では、「知っている」が、4割を超えています。



(2) 「特定保健指導」の利用状況

案内を受けたことがある割合（「案内を受け、利用したことがある」＋「案内を受けたが、利用したことはない」）は、《被保険者》・《被扶養者》いずれも3割程度になっています。

一方で、「案内を受けたことがない」が、《被保険者》では59.3%、《被扶養者》では67.5%と半数以上を占めています。

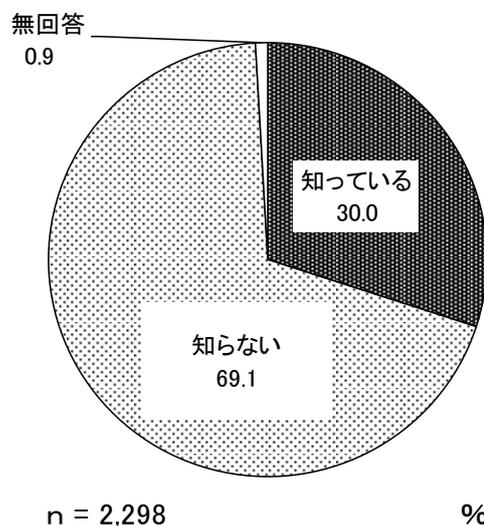


「出前健康講座」について

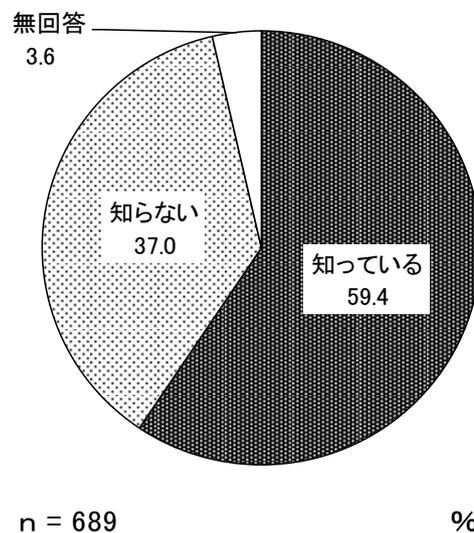
(1) 「出前健康講座」の周知度

《船舶所有者》の中で、「出前健康講座」の実施について「知っている」としたのは3割にとどまり、「知らない」が69.1%を占めています。「出前健康講座」の実施について「知っている」方の中で、メンタルヘルスに関するテーマを取り扱っていることの周知度は、「知っている」が59.4%と半数を占めています。

《船舶所有者 「出前健康講座」》
周知度



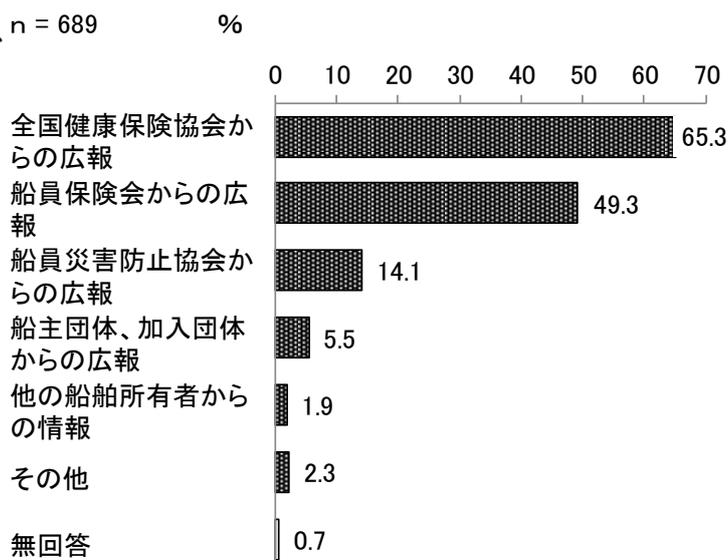
《船舶所有者 「メンタルヘルス講座」》
周知度



(2) 「出前健康講座」を知ったきっかけ

《船舶所有者》

《船舶所有者》の中で、「全国健康保険協会からの広報」が、65.3%と最も高く、n = 689
「船員保険会からの広報」(49.3%)が
10ポイント程度の差で次いでいます。

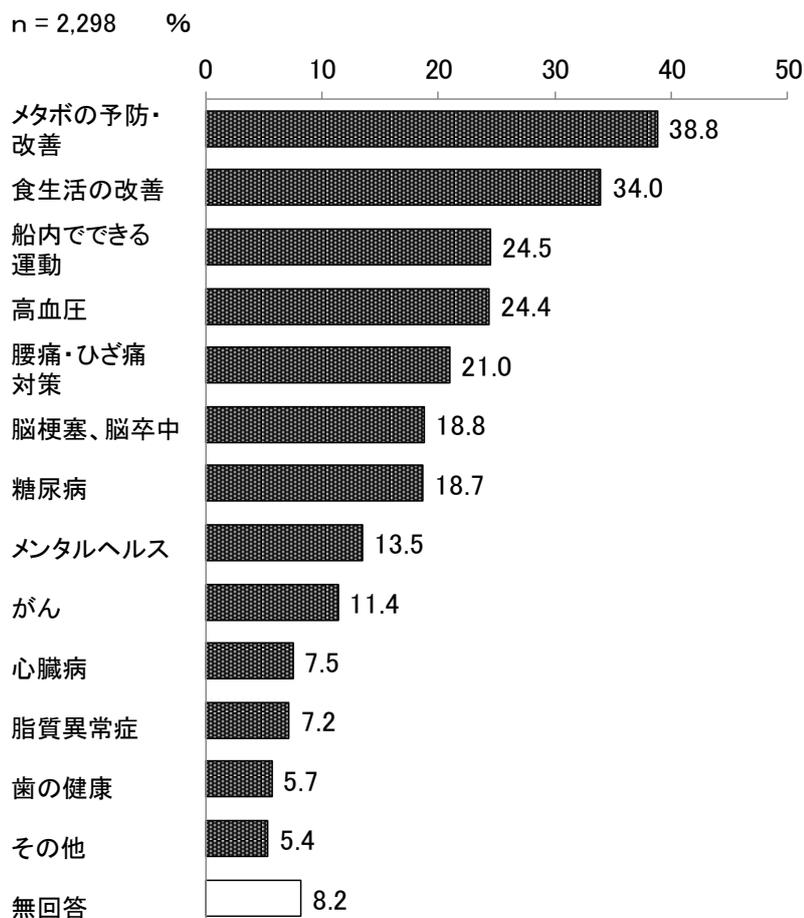


(3) 申し込んでみたい「出前健康講座」のテーマ

《船舶所有者》

「メタボの予防・改善」が38.8%で最も高く、「食生活の改善」が34.0%と約5ポイント程度の差で次いでいます。

以下、「船内でできる運動」(24.5%)、「高血圧」(24.4%)、「腰痛・ひざ痛対策」(21.0%)の順になっていますが、大きなポイント差はありません。

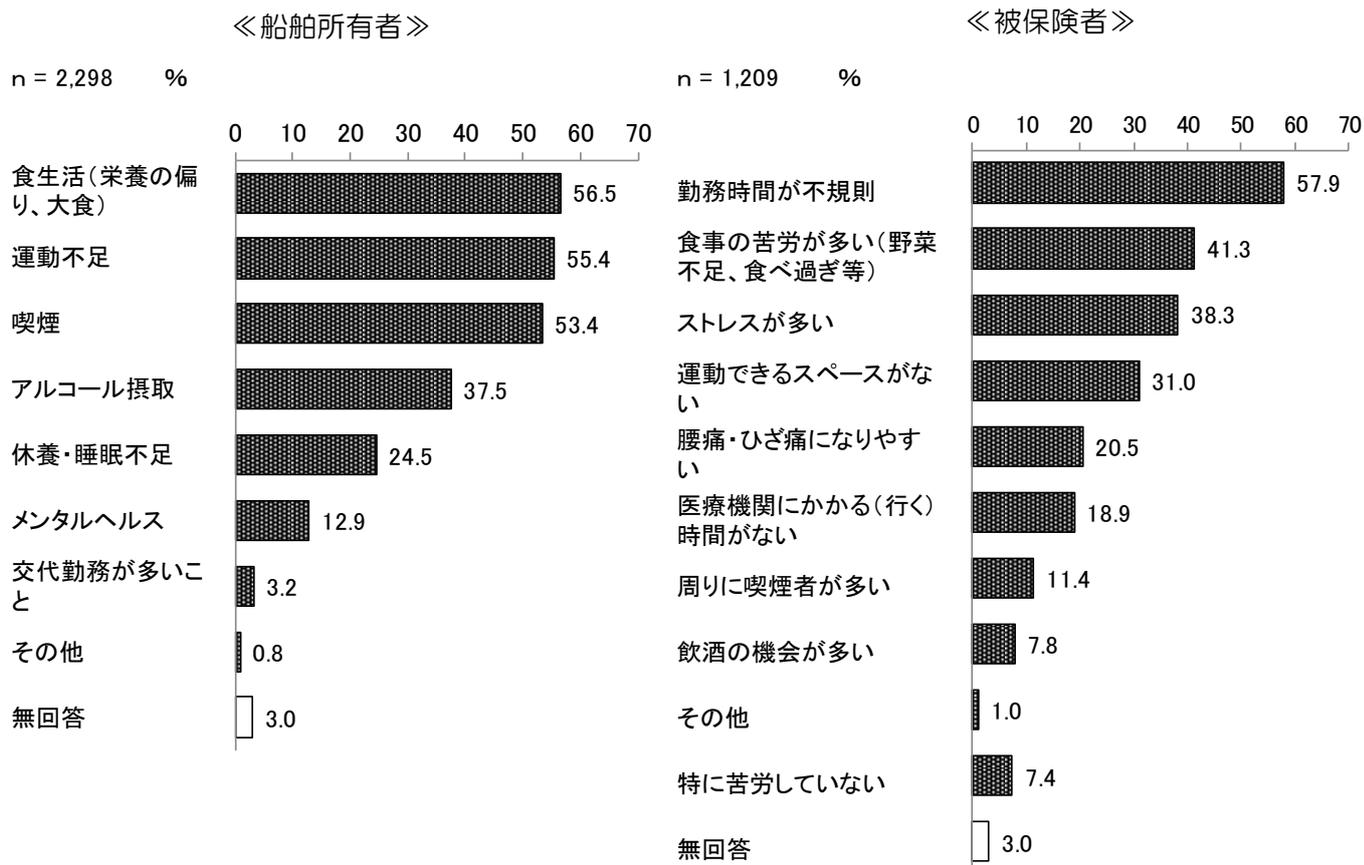


「船員の健康づくりの取り組み」について

(1) 船員の健康保持・増進のための「生活習慣上の課題」

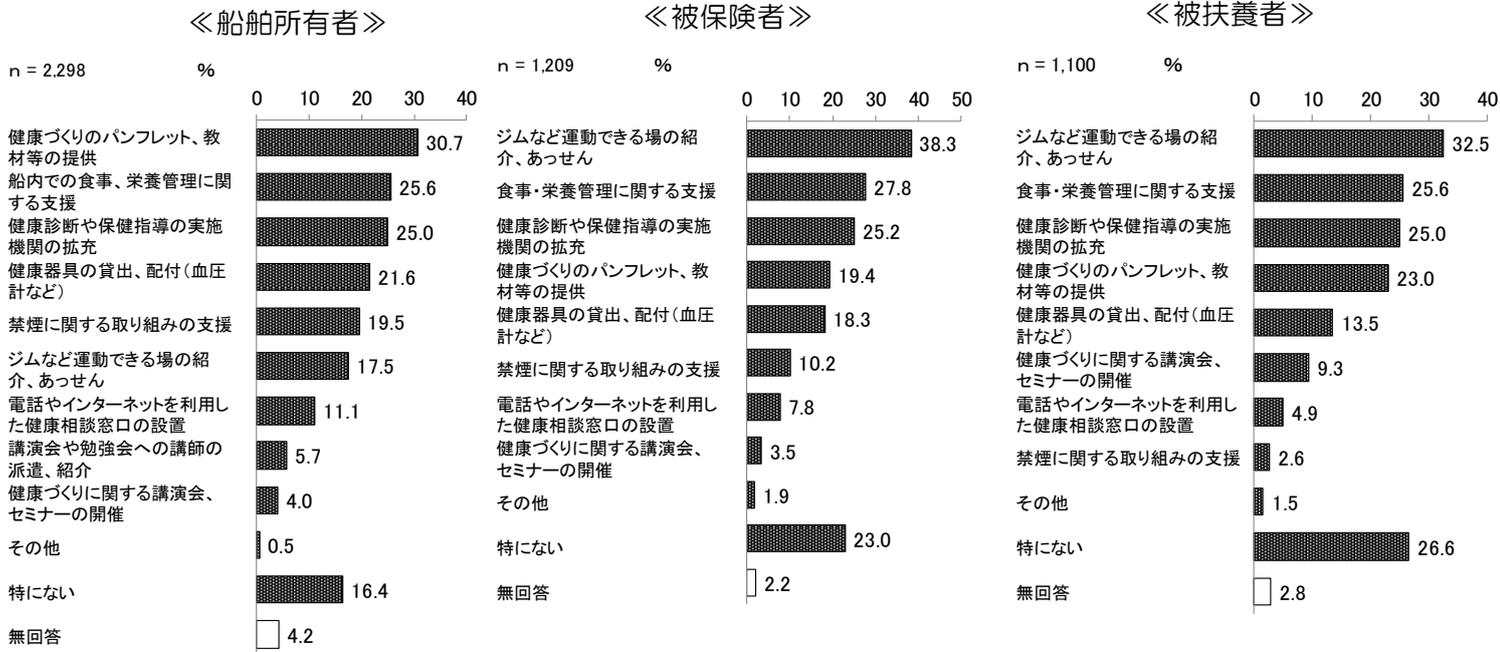
《船舶所有者》では「食生活（栄養の偏り、大食）」（56.5%）、「運動不足」（55.4%）、「喫煙」（53.4%）の順で上位3位となっていますが、大きなポイントの差はありません。

《被保険者》では、「勤務時間が不規則」が57.9%と最も高くなっており、「食事の苦勞が多い（野菜不足・食べ過ぎ等）」（41.3%）、「ストレスが多い」（38.3%）の順で上位3位となっています。



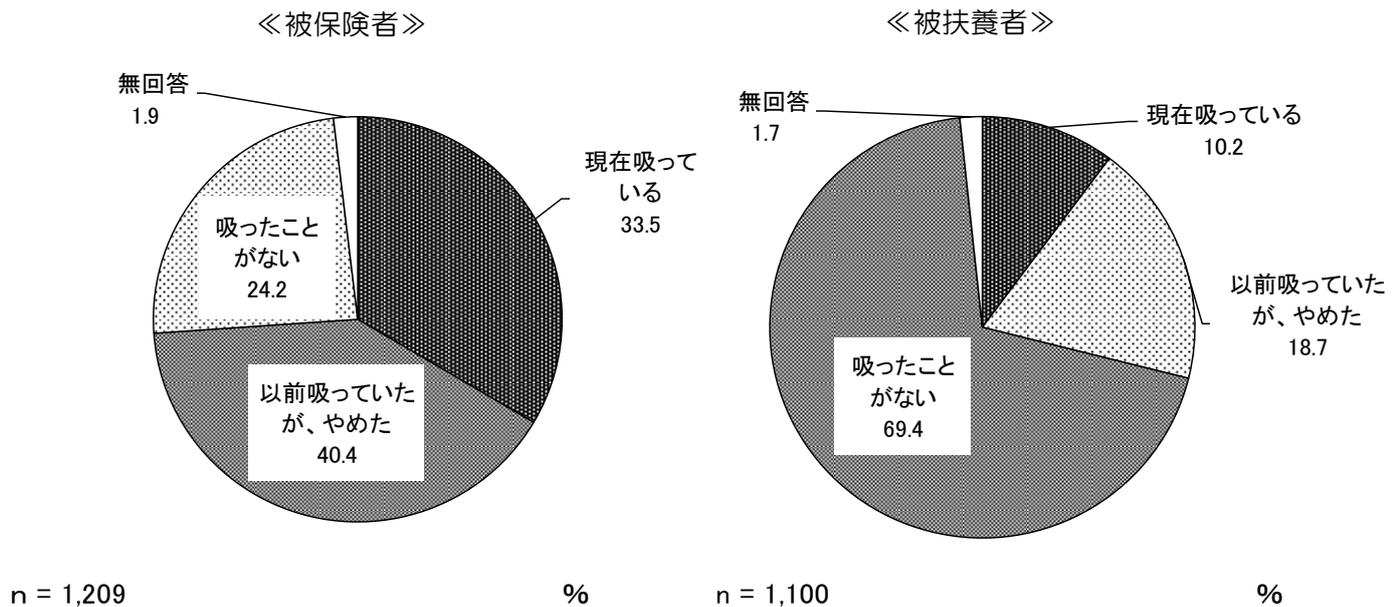
(2) 健康づくりを進めるうえで、船員保険からの必要な支援

《船舶所有者》では、「健康づくりのパンフレット、教材等の提供」が30.7%と最も高くなっています。《被保険者》・《被扶養者》では、「ジムなど運動できる場の紹介、あっせん」が3割と最も高くなっています。



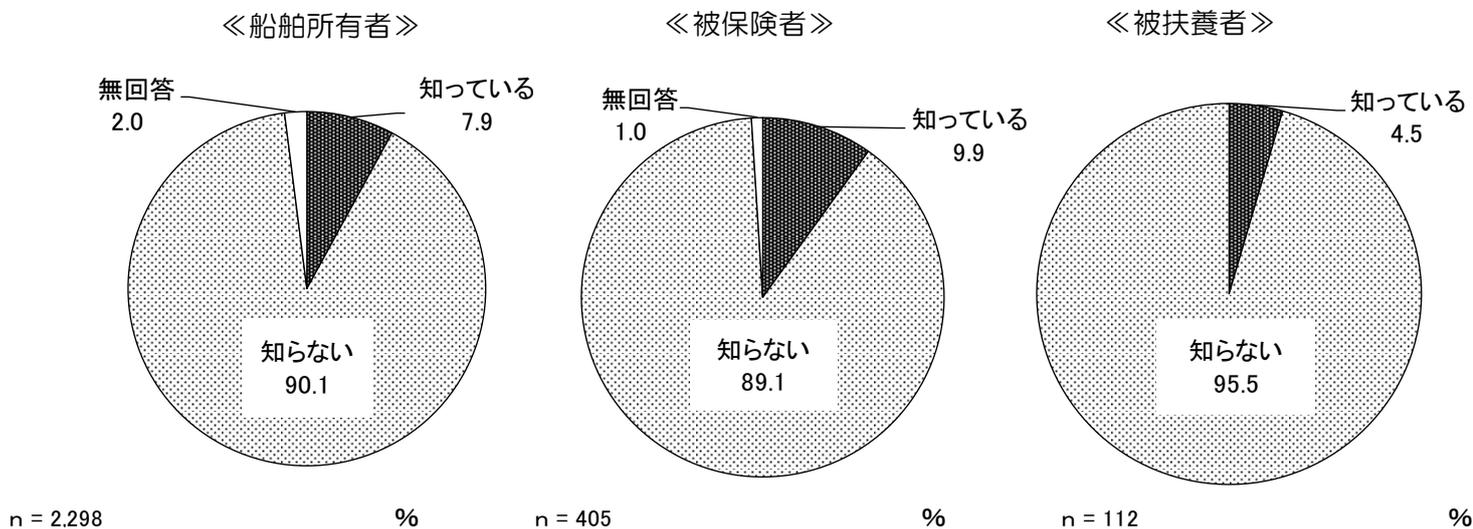
(3) 喫煙者の割合

「現在吸っている」は、《被保険者》は33.5%、《被扶養者》は、10.2%になっています。



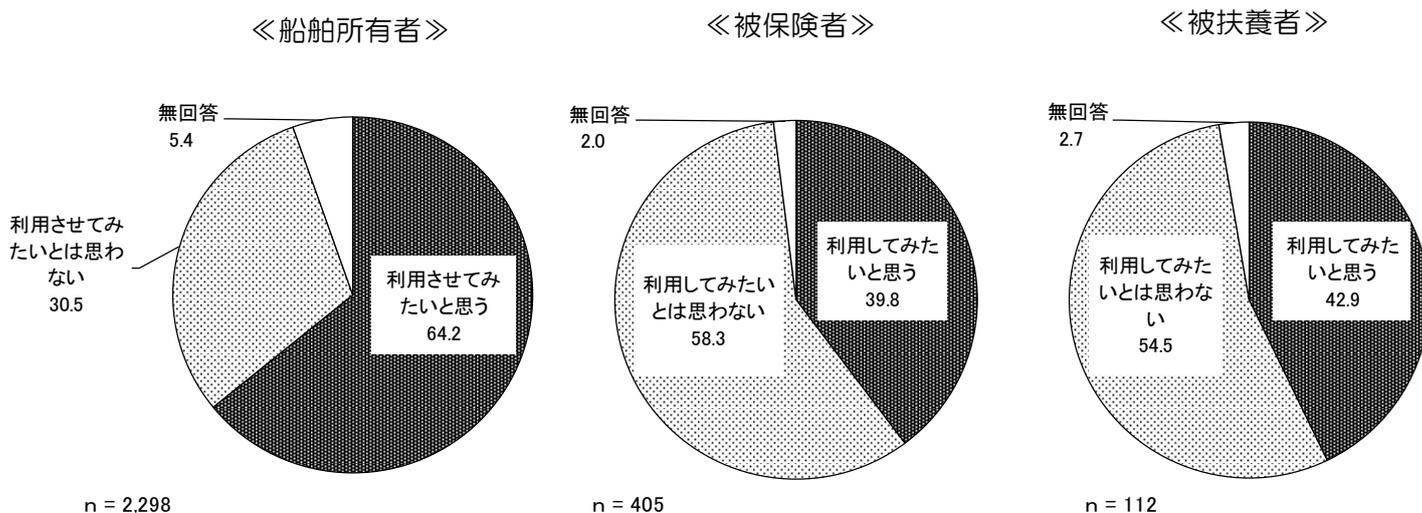
(4) 「オンライン禁煙プログラム」の周知度

スマートフォンアプリと禁煙補助剤を利用して禁煙を支援する「オンライン禁煙プログラム」の周知度は、「知らない」が《船舶所有者》90.1%、《被保険者》89.1%、《被扶養者》95.5%となっており、いずれも周知度は低いです。



(5) 「オンライン禁煙プログラム」の利用意向

《船舶所有者》では「利用させてみたいと思う」が64.2%と、半数以上が利用意向をもっています。《被保険者》では「利用してみたいと思う」が39.8%、《被扶養者》の「利用してみたいと思う」では、42.9%であり、ともに喫煙者の約4割が利用意向をもっています。



船員保険の「広報活動」について

(1) 船員保険の活動に関する情報取得

《船舶所有者》の中で、日頃、船員保険の活動に関する情報を知る媒体は、「船員保険のパンフレット」が87.5%と最も高くなっています。70ポイント以上の差で「船員保険部ホームページ」(16.8%)、「全国健康保険協会船員保険部以外の業界団体からの情報」(10.1%)と次いでいます。

《船舶所有者》

